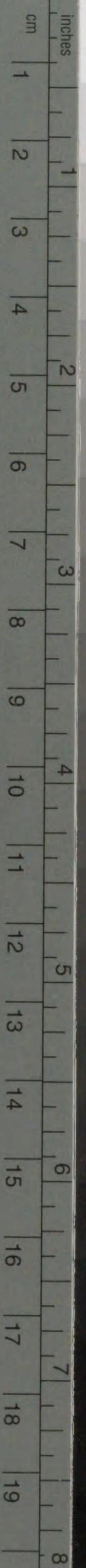


Kodak Gray Scale



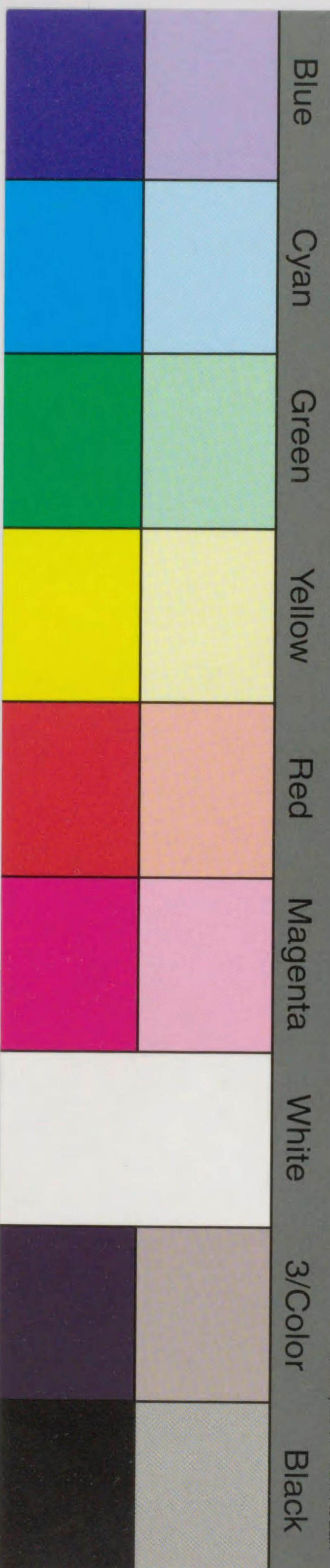
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



555
36□

555-36□
1200501510420





H27F-52

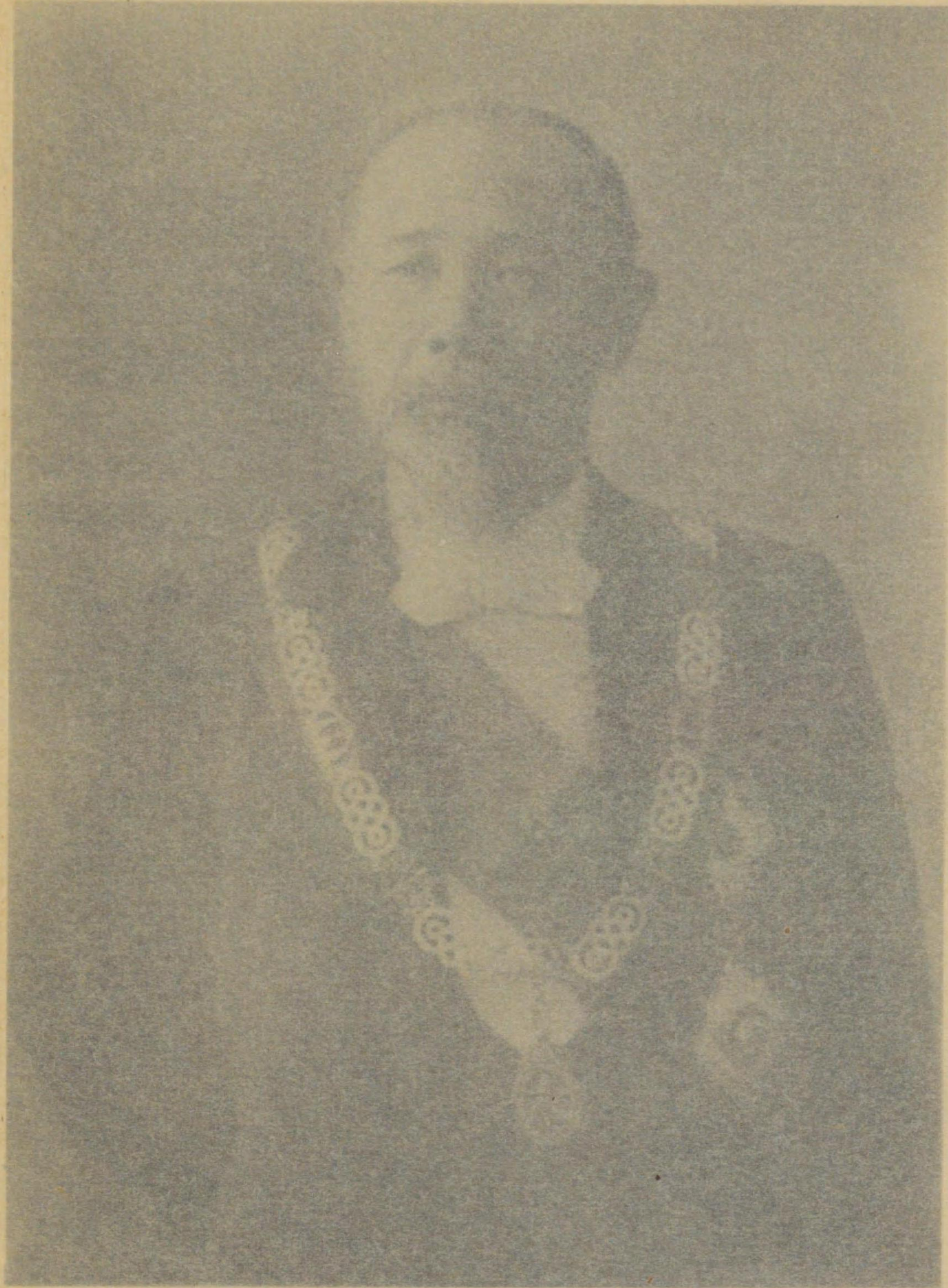


伊藤公全集

第一卷



555-360




公藤伊るべ帯を章勳スバ

伊藤 伊予 公

555-360



公藤伊るべ帯を章勳スバ





(氏郎七喜倉大平轉運) 公藤伊るせ乗同と下殿兩宮川栖有 (子世王時當) 王李

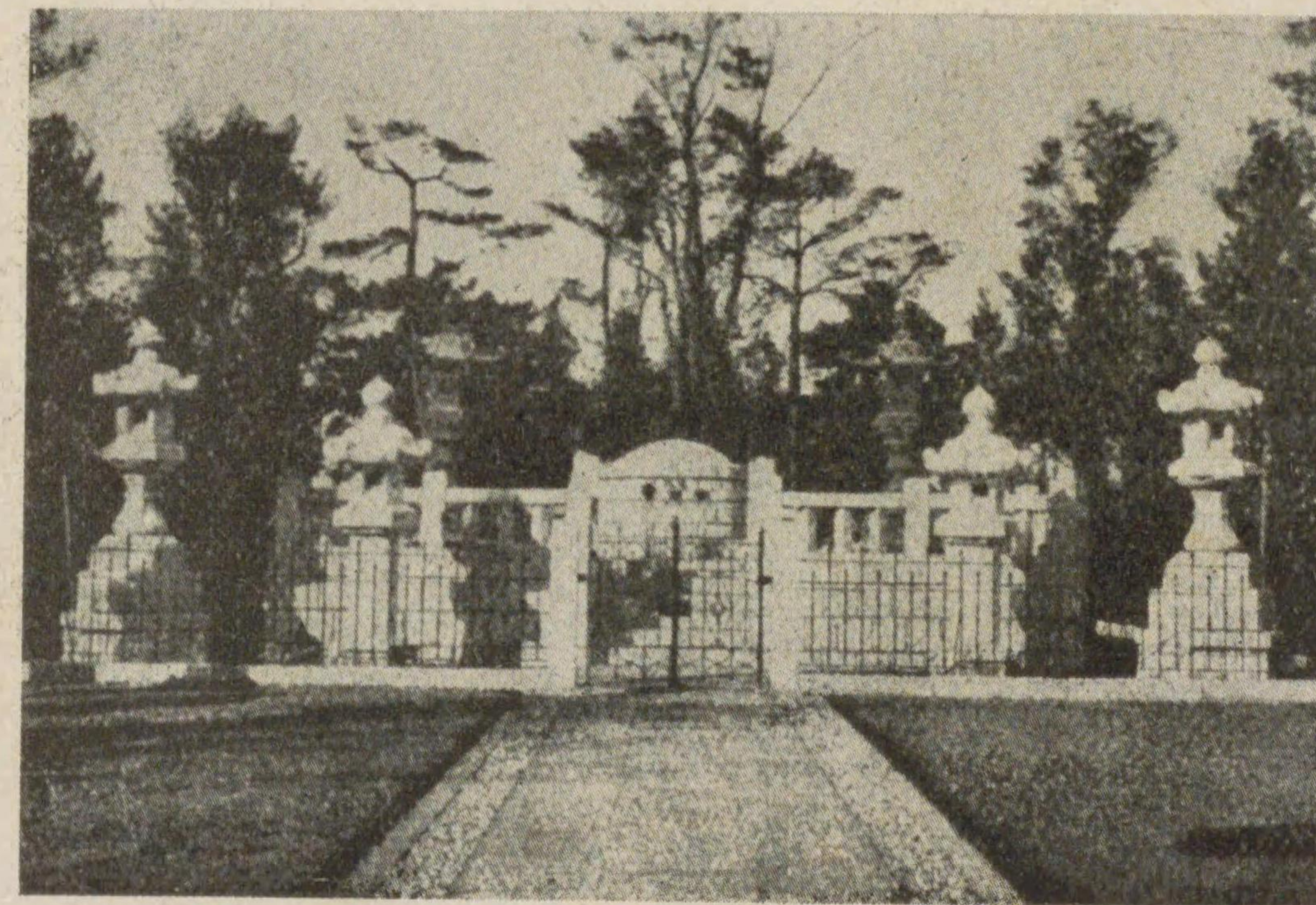


（照參事記所場難遺 碑念記のンビルハ

萬古
空霄



恩賜憲法記念館(原田権坂赤所場)



大井町谷垂の博文公墓

放



毛

一

羽

公望書



光
家達



大業不磨千古功
存德經編傳復有
送州眉目躍如雲
公

書
如



題 伴燕公全集

石方轉月上階 克堂天枕樓



緒言

一新日本が、封建の舊殻を破つて生れ出でしより茲に六十年、その間、内憂外患交々到り、危きこと累卵も啻ならざる時機も少くなかつた、我國が、幾多の難關を切り抜けて、今日に至り、文明に於て五大國の一となり、武力に於て三大國の一となつたのは、たとへ天祐の然らしめし所とはいへ、畢竟するに、事業を離れて人なく、人を離れて事業なきが故に、これ皆な人の力に由るものと謂はねばならぬ。その數多い人の中でも、從一位大勳位公爵伊藤博文は、世間に如何なる毀譽褒貶あるにもせよ、終始一貫、君國の爲めに盡瘁したる精忠無二の大人物たるを失はない。伊藤公は、實に開國進取の先覺者であり、帝國憲法の起案者であり、又最初の法制局長官、最初の地方官會議々長、最初の參事院議長、最初の內閣總理大臣、最初の

緒言

一

眞人

奎堂



樞密院議長、最初の貴族院議長、最初の政友會總裁、最初の韓國統監として、總ての重要な制度の創設者となり、兼ねて守成者ともなつて、新日本の勃興と發展とに貢献した元勳の第一人者である。今や公が哈爾濱の原頭に報國の死花を咲かせてより、早くも二十年の星霜が流れんとしてゐる、而して刻下に於ける内外の形勢は、吾人をして轉た偉人大才のつ出るを渴仰せしむるものがある。是れ豈に經世的大才、世界的偉人たる公を記念すべき絶好機會にあらずや。乃ち有志胥ひ謀り茲に伊藤公全集を刊行する所以である。此の全集を通じて髣髴し得べき公の偉業と英風とが、啻に今人を激勵するのみならず、尙ほ後世を感化するに於て多大の効果あるべきは、秋毫の疑を容れざる所である。

一本書の資料は、數年前より蒐集に着手したので、汗牛充棟といつては餘り大袈裟であらうが、少くとも机上積んで山を成す程であつた。取り別けて

公の諸家に寄せられた書翰に至ては、一家のみにて數十通若くは數百通に上り、今尙ほそれを珍藏せらるゝ向が多い。盡く之を網羅せんとせば、非常に浩瀚な冊數になり、江湖の購讀に便ならずと思はれたので、本會は其中より公の高風清節を偲ぶに足るもの。及び史的資料として尊重すべきものを精撰して、大部分は割愛することにした。例へば、三條公爵家、木戸侯爵家、大久保侯爵家、田中伯爵家の如き、孰れも數十通乃至數百通の手稿、書翰等を提供せられたに拘らず、本書に收めたものは、僅かに其の一割強に過ぎないのである。又、千秋の遺憾ともいふべきは、公と公私とも最も親密な關係のあつた山縣、西園寺兩公爵家の所藏が、過般の大震災災の爲めに悉く烏有に歸したことである。書翰の部に参考として掲げた當主公爵山縣伊三郎氏の本會に寄せられた手紙を見るも、人をして轉た蕭寂の感に堪へざらしむるものがある。随つて本書は、公の遺艸全部を總括し

たものとは勿論言へぬが、少くとも其の萃を抜き要を摘んで遺憾なきものなることだけは明言するに憚らない所である。

一 本書に載する所の文集、書翰、演説、講演などを翫味すれば、新日本の黎明期、發達期及成熟期に亘つて、身命を賭して國家の爲めに奔走せし公の奮闘振りが、恰も活動寫眞でも見るやうに歴々として目前に展開して来る。又公は、能書を以てしても優に一家を成すに足る技倆を持つてゐた。その墨痕は、雲煙起り、龍蛇走り、書を解せざる者をしてさへ一見忽ち心豁き氣爽かなる想ひあらしむ。更に公の雅懷を窺ふべき詩歌は、公の女婿末松謙澄子が森槐南、矢土錦山、古谷久綱、小田倉啓諸氏と共に編成されたものを基本とし、更に諸家より得たる世間未出の數首を追加し、以て完璧を期したものであるが、孰れも國事鞅掌の餘業に過ぎないものであるに拘らず、錦心繡腸の迸る所、咳唾皆珠を成すの概がある。尙ほ公の雄辯は世間周知

の事實であるが、その坐談に長じてゐたことは、昵近者以外には餘り知る人がない。その直話に係る三條、岩倉、木戸、大久保以下諸公の人物評の精妙なる、又自己の親しく經歷した事實談の怪奇なる、一讀三嘆の値あり。又公に關する逸話に至ては、上は畏くも雲深き邊に及び、下は狹斜の巷に至り、美舉あり、壯圖あり、冒險的飛躍あり、人をして或は欽仰し、或は快呼し、或は戰慄せしむるものがある。公の全傳は目下編纂中であるから追て完全のものが出来る筈であるし、それに本會の目的が、主として公自身の口に出で手に成り行に現はれた事蹟のみを編纂するにあるが故に、本會は單に公の生涯の大功偉勳を通觀する槩となるべき小傳を作るに止めた。併しそれは、確實を旨とし、修飾を加へざる正傳であるから、讀者の最も信賴を置くに足るものである。

一 要するに、本書は此の世界的偉人の表裏兩面を詳悉するを主眼とするもの

であるが、その實質に於て、安政、萬延、文久、元治、慶應、明治の諸代に亘る日本の純眞無垢な政治史、經濟史、文學史、社會史を總攬するものとなつてゐる。

一本書編纂の爲めに多大の好意同情を寄せられ及び貴重なる材料を提供された諸家の芳名を左に録して、聊か感謝の微意を表す。

昭和三年八月十五日

編修主幹 小松 綠

- 公爵西園寺公望
- 公爵德川家達
- 公爵伊藤博邦
- 公爵山縣伊三郎
- 公爵三條公輝
- 公爵德太寺公弘
- 公爵岩倉具榮
- 公爵桂廣太郎
- 侯爵井上勝之助

- 侯爵大久保利和
- 侯爵木戸幸一
- 侯爵西郷從德
- 伯爵黒田清
- 伯爵牧野伸顯
- 伯爵伊東巳代治
- 伯爵田中光顯
- 伯爵陸奥廣吉
- 伯爵宋鐘憲
- 子爵齋藤實
- 子爵清浦奎吾
- 子爵後藤新平
- 子爵井上匡四郎
- 子爵栗野愼一郎
- 子爵澁澤榮一
- 子爵福岡秀猪
- 子爵榎本武英
- 子爵末松春彦
- 男爵田中義一
- 男爵伊藤文吉
- 男爵大倉喜八郎
- 若槻禮次郎
- 床次竹二郎
- 團琢磨
- 串田萬藏
- 久原房之助
- 大倉喜七郎
- 米山梅吉
- 有賀長文
- 福井菊三郎
- 山下亀三郎
- 湯川寛吉
- 井上角五郎
- 中田敬義
- 小池靖一
- 韓相龍
- 杉山茂丸
- 林文太郎
- 藤波義貫
- 大喜多筆一
- 進辰馬
- 中村健吉
- 山下英男
- 山根良吉
- 宮脇彦次郎

繪口

バス勳章を帯べる伊藤公(コロタイプ版)
恩賜記念館、ハルビン驛頭の遭難記念碑
東京府下大井町谷垂の故公墓地
李王有栖川兩殿下と同乗せる伊藤公(美術寫眞版)

題字 公爵西園寺公望

題字 公爵徳川家達

題字 首相若槻禮次郎

題字 子爵清浦奎吾

緒言 主幹小松 綠

伊藤公全集第一卷目次

書翰

清韓紛議に關し三條太政大臣に送りし書翰……………一

積弊を痛嘆して三條内大臣に訴へし書翰……………二

朝鮮事變に關し三條太政大臣に送りし書翰……………三

朝鮮問題に就き三條太政大臣に送りし書翰……………四

山陽三縣御巡幸に關し三條太政大臣に送りし書翰……………五

東北御巡幸に關し三條太政大臣に送りし書翰……………六

明治天皇轉地保養の奏上を斥け給ふに就き三條太政大臣に送りし書翰……………七

參議兼官及制度取調局設立に關し三條太政大臣に送りし書翰……………八

明治十八年特命全權大使として渡清の途中長崎より内閣諸公に送りし書翰……………九

修史館改革に關し三條太政大臣に送りし書翰……………一〇

英獨米との連衡に關し三條太政大臣に送りし書翰……………一〇

板垣退助辭爵に關し三條内大臣に送りし書翰……………一一

岩倉大使一行歸朝後廟堂混亂の際岩倉右大臣に送りし書翰……………一二

鐵道開通に就き岩倉右大臣に送りし書翰……………一三

木戸との會見に就き岩倉右大臣に送りし書翰……………一四

政權と兵權との不可分並に西郷山縣併用に就き岩倉大臣に送りし書翰……………一五

木戸孝允の爲に水戸との聯繫を保ちし書翰……………一七

來島良藏の後事を整理し木戸孝允に報せし書翰……………一九

歸朝後木戸孝允に所懐を述べし書翰……………二三

軍艦兵器購入の藩命を帯びて出張せし時木戸孝允に送りし書翰……………三三

英船に乗り薩藩へ往かんとして木戸孝允に送りし書翰……………三七

馬關に佛艦を訪うて木戸孝允に送りし書翰……………三六

幕府再討長に對し藝州口の兵砲火を交ふるに至りし後木戸孝允に送りし書翰……………三〇

木戸孝允と激論の後之れに送りし書翰……………三一

政體變制に就き木戸參議に送りし書翰……………三三

明治七年山縣陸軍卿辭表提出に就き木戸參議に送りし書翰……………三三

臺灣問題及び西郷の動靜に就き木戸松菊に送りし書翰……………三四

木戸孝允の嫡子及び石川安太郎の事に就き木戸參議に送りし書翰……………三五

大久保訪問に先立つて之れと熟議を勧めんが爲めに木戸參議に送りし書翰……………三六

減租の事に就きて木戸參議に送りし答翰……………三六

西南戦争の戦況を木戸參議に報する書翰……………三九

兵部省廢止に關し物情平靜を失ひし際に大久保參議に送りし書翰……………四〇

政府親兵を解き國民皆兵となすに當り大久保内務卿に送りし書翰……………四一

朝鮮通好及琉球冊封に就き大久保參議に送りし書翰……………四二

司法省警視廳間の權限裁判所創設に關する意見を大久保内務卿に具申せし書翰……………四三

人才擢用に就き大久保内務卿に送りし書翰……………四四

行政組織刷新に關し大久保内務卿に送りし書翰……………四六

司法省と警視廳との事務交渉並に廳舎建築地に關し大久保内務卿に送りし書翰……………四七

大阪會議の際大久保參議に送りし書翰……………四九

侍補の職名に關し大久保參議に送りし書翰……………五一

雲揚艦事件に就き黒田全權大使渡韓の際輸送事務に關し大久保參議に送りし書翰……………五一

遣韓運送船に關する事項並外國入新聞發行事件に就き大久保參議に送りし書翰…………… 五三

河野元老院幹事出張の件並警視廳と東京府との事務分掌に關し

大久保參議に送りし書翰…………… 五五

文久二年長井雅樂左遷に關し時山直八山縣狂介兩氏に送りし書翰…………… 五五

明治二十九年八月辭職の際黒田伯に送りし書翰…………… 五九

井上毅推薦内奏に關し徳大寺侍從長に送りし書翰…………… 五九

日露開戦の際大廟に參拜して桂總理大臣に送りし書翰…………… 六一

明治四十二年滿洲旅行前桂總理大臣に送りし書翰…………… 六一

政友會内閣組織に就き井上伯に送りし書翰…………… 六三

國民協會改進黨握手に關し西郷内務大臣に送りし書翰…………… 六五

内閣改造に就き西郷海軍大臣に送りし書翰…………… 六六

日清戰爭中西郷陸海軍大臣に送りし書翰…………… 六六

第三次組織に際し海軍大臣の人選に就き西郷侯の意見を求むる書翰…………… 七〇

明治十年自得翁病死弔問並に木戸内閣顧問薨去に關し陸奥元老院幹事に送りし書翰…………… 七二

日清戰爭中山縣大將に列國の形勢及清國使節來朝等説明に就き陸奥外務大臣に
送りし書翰…………… 七三

日清講和條約調印に關し陸奥外務大臣に送りし書翰…………… 七四

輔弼の大義を説て土方宮内大臣に答へし書翰…………… 七五

豫算及び夏島俗化に關し田中内閣書記官長に送りし書翰…………… 七五

明治二十年夏島より轉地の際田中内閣書記官長に送りし書翰…………… 七七

明治二十九年第二次總理大臣辭職御聽許の際田中宮内次官に送りし書翰…………… 七九

明治三十一年九月京釜鐵道合同條約に基づき我に於て同鐵道を施設する

ことゝなれる時皇室の株式御所有に關し田中宮内大臣に送りし書翰……………七九

樞機に關する所見に就き田中宮相に送りし書翰……………八〇

先帝尙ほ東宮に在しとき御成婚に就き田中宮相に送りし書翰……………八二

明治三十二年大倉喜八郎の獻金に就き田中宮相に送りし書翰……………八三

永平寺勅額に關し田中宮相に送りし書翰……………八四

明治三十五年帝室制度調査局副總裁交迭に就き田中宮相に送りし書翰……………八五

機關砲並十三重塔に關し京城より田中宮相に送りし書翰……………八六

外山正一の後事に就き田中宮相に送りし書翰……………八六

伊藤圭介博士表彰に關し田中宮相に送りし書翰……………八九

貴族院副議長就任に關し清浦子爵に送りし書翰……………九〇

團々珍聞の漫畫に關し清浦警保局長に送りし書翰……………九一

條約改正に關し榎本外務大臣に送りし書翰……………九一

明治二十四年露國皇太子來遊に關し榎本外相に送りし書翰……………九二

明治二十八年八月韓客朴泳孝歸國旅費支給に就き谷將軍に送りし書翰……………九三

日清講和の期に際し谷將軍に答へし書翰……………九四

華族女學校長就任を勸むる爲め谷將軍に送りし書翰……………九四

憲法草案討議に就き井上内閣書記官長に送りし書翰……………九五

憲法上議會の協賛なる字義に就き井上内閣書記官長に送りし書翰……………九六

明治二十一年公布の樞密院官制立案中井上内閣書記長に送りし書翰……………九七

明治二十二年發布衆議院議員選舉法立案中井上内閣書記長官に腹案を示せし書翰……………九八

譯語の適否に就き井上内閣書記官長に送りし書翰……………九九

憲法の既定歳出の解釋と貴族院豫算議事手續とに關し井上書記官長に送りし書翰……………一〇〇

法庫門鐵道問題に關し後藤滿鐵總裁に送りし書翰……………101

法庫門鐵道問題に關し後藤滿鐵總裁に送りし別種書翰……………103

圍碁集會に就き澁澤榮一に送りし書翰……………105

苦衷聽取の爲め澁澤榮一に送りし書翰……………106

板垣伯の辭爵に關し杉内藏頭に送りし書翰……………107

日清休戰約定に就き中田外相秘書官に送りし書翰……………108

講和條約に關し中田外相秘書官に送りし書翰……………108

三國干涉の情報に關し中田外相秘書官に送りし書翰……………109

明治三十一年八月支那漫遊を試みんとする途中より大倉喜八郎に送りし書翰……………109

明治二十五年議會紛争當時井上角五郎に送りし書翰……………110

明治四年鐵道用材買入に就き巴里より在英大藏少輔吉田清成に送りし書翰……………111

洋學志望を來島に訴へし書翰……………112

相州宮田の陣中より父十藏に送りし書翰……………115

父に囑して仕途を求めし書翰……………116

宮田より歸り松下村塾の狀況を報ぜし書翰……………118

江戸に赴くに當つて季父に送りし書翰……………119

水戸志士の策動後江戸の風雲を家君に報せし書翰……………120

天恩の洪大なるに感激して大義に殉ふべきを父君に訴へし書翰……………123

長井要撃事件の當時家君に送りし書翰……………124

婚姻問題に付き家庭に送りし書翰……………125

身分昇進の報を得て感懷を述べし書翰……………127

洋行の事を家君に報ぜし書翰……………129

洋行の途中上海より家庭に宛てし書翰……………一三二

木戸に寄せて井上を呼びし書翰……………一三三

英艦に搭じて兵庫に到らんとし之を家庭に報ぜし書翰……………一三四

朝廷に仕官せしことを報せし書翰……………一三六

海外に於ける動靜を報せし書翰……………一三七

明治十五年洋行中動靜を報ぜし書翰……………一五八

支那行の途上より送りし書翰……………一六七

憲法起草の場所夏島別荘完成を報ぜし書翰……………一六八

嗣子勇吉の疾を憂ひて夫人に報ぜし書翰……………一六九

外國人の新聞紙屋を襲撃する知らせの書翰……………一七〇

議院火災に就き報せし書翰……………一七一

廣島大本營所在地よりの書翰……………一七二

文那より寄せし書翰……………一七七

明治三十四年米國より寄せし書翰……………一八三

皇太子渡韓の事終り安堵の意を夫人に報ぜし書翰……………一八四

韓國より躑躅を夫人に贈りし書翰……………一八六

韓帝の巡狩に扈從せるを報ぜし書翰……………一八七

韓國皇太子の我が學習院通學に關し末松子爵に送りし書翰……………一八八

明治四年歐洲旅行中の書簡……………一八九

詩歌

維新前作航西舟中作以下五首……………一一二

明治初年豪氣以下八首……………二一四

明治七年讀岳忠武傳有感……………四

明治八年浪華寓樓作……………四

明治九年函館客樓作以下十一首……………五—七

明治十年萬翠樓即事……………七

明治十一年甲東翁薨後七日作以下三首……………七

明治十二年題日光寫真帖以下二首……………八

明治十三年熱海新年以下十九首……………八—三

明治十四年漫吟……………三—四

明治十五年兵庫常盤樓上口占以下五首……………四—五

明治十七年林子平墓前作以下六首……………一五—一七

明治十八年自清國歸朝有作以下七首……………一七—一八

明治二十年奉命巡視琉球以下二首……………一八—一九

明治二十一年書懷以下八首……………一九—二一

明治二十二年紀元節恭賦以下五首……………二一—二三

明治二十三年幽居以下十四首……………二三—二七

明治二十四年滄浪閣偶成以下十七首……………二七—三三

明治二十五年失題以下四首……………三三—三三

明治二十六年大磯陽和洞天口占以下六首……………三三—三四

明治二十七年六月所感以下十一首……………三四—三七

明治二十八年賦似明瑞以下十五首……………三七—三九

明治二十九年自題小照以下三十六首……………四〇—五一

明治三十年丁酉元旦試筆以下十六首……………五一—五六

明治三十一年春雨以下三十五首……………五七—六六

明治三十二年春日墨水作以下十五首……………六六—七〇

明治三十三年歲始入京以下二十七首（此中偶成一詩年次有疑重載）……………七一—七六

明治三十四年岡山客舍作以下十首……………七六—八一

明治三十五年走筆卒賦以下十五首……………八一—八六

明治三十六年元旦偶成以下二十三首……………八六—九一

明治三十七年元旦作以下二十七首……………九一—一〇一

明治三十八年口占以下十二首……………一〇一—一〇五

明治三十九年元旦作以下八首……………一〇五—一〇七

明治四十年塔澤偶吟以下三首……………一〇七—一〇八

明治四十一年紀元節以下二十五首……………一〇八—一六

明治四十二年己酉元旦以下五十八首……………一六一—一三三

感慨無量……………一三四

井上侯におくれる……………一三四

電氣鐵道開業式の折……………一三四

天長節……………一三四

東湖の常陸帶をよみて……………一三五

堅節……………一三五

養老素心庵にて庵主に……………一三五

すたの川浪……………一三六

浮世……………一三六

富士……………一三六

箱根塔の澤の巖窟にて……………一三六

嚴島神社にて……………一三七

墨田の月……………一三七

世の中……………一三七

明治三十四年第四次總理大臣辭職後述懐……………一三七

慎言……………一三八

伊豫道後温泉に遊ぶ途中……………一三八

山櫻……………一三八

文集

大日本帝國憲法義解

第一章 天皇……………一

第二章 臣民權利義務……………二六

第三章 帝國議會……………四七

第四章 國務大臣及樞密顧問……………六六

第五章 司法……………七五

第六章 會計……………八五

第七章 補則……………一〇八

皇室典範義解……………一二六

第一章 皇位繼承……………一二七

第二章 踐祚即位……………一二五

第三章 成年立后立太子……………一二九

第四章 敬稱……………一三三

第五章 攝政……………131

第六章 太傅……………140

第七章 皇族……………141

第八章 世傳御料……………141

第九章 皇室經費……………154

第十章 皇族訴訟及懲戒……………155

第十一章 皇族會議……………156

第十二章 補則……………156

皇室典範増補……………163

皇室典範増補……………164

廢藩に關する建議……………165

常備軍設置に關する上疏……………168

臺灣征討を不可とする意見……………171

木戸起用に就き大久保參議來訪の記……………172

東京府警視廳權限論……………174

自ら大阪に行きて舊官吏不平黨を説諭せんとして裁可を仰ぐ上奏……………175

官立變則中學校新設に關する建議……………177

最初の内閣總理大臣としての施政綱領……………180

帝國憲法起草の苦辛……………181

露國皇太子遭難明治天皇御西下の記……………184

谷將軍及び二條近衛兩公に答ふる書……………185

山縣第一軍司令官を送る文……………191

日清講和條件に關する上奏……………193

第一清國講和使節排斥論……………109

講和條件に就き李鴻章に與ふる書……………110

三國干涉に對する意見書……………111

列國の國土侵略主義と日清戰爭の意義……………112

今昔書生氣質……………114

政黨内閣奏薦……………114

東宮の御下問に對する奉答……………114

政黨の本義……………114

政友會創立に際し要職を辭するの奏文……………117

星亨を弔ふの辭……………119

貴族院と衝突の結果奉呈したる待罪表……………121

政友會總裁より樞密院議長となるの上表……………123

鐵道の起原……………125

韓兵解隊詔勅草案……………127

韓國詔書の模型……………127

韓國擾亂鎮撫に關し韓國政府をして發せしめたる訓令案……………129

太子太師就任の辭……………131

憲法記念館開館の辭……………131

高杉東行(晋作)の碑文……………130

文吉に諭す……………133

提籃の銘……………136

筆跡

目次

二四

公爵伊藤博邦氏所藏軸幅 一

子爵母堂末松生子刀自所藏金屏風 二

侯爵井上勝之助氏所藏書畫軸幅 四

侯爵井上勝之助氏所藏和歌軸幅 五

子爵金子堅太郎氏所藏扁額 六

中村健吉氏所藏扁額 八

伯爵田中光顯氏所藏軸幅 一〇

子爵後藤新平氏所藏軸幅 一一

子爵井上匡四郎氏所藏扁額 一二

子爵後藤新平氏所藏軸幅 一四

山下龜三郎氏所藏軸幅 一五

進辰馬氏所藏扁額 一六

新田又兵衛氏所藏扁額 一七

子爵栗野慎一郎氏所藏軸幅 一八

子爵澁澤榮一氏所藏軸幅 一九

有賀長文氏所藏扁額 二〇

米山梅吉氏所藏軸幅 二三

大倉喜七郎氏所藏軸幅 二三

山下龜三郎氏所藏軸幅 二四

山下龜三郎氏所藏俗謠軸幅 二六

小松綠氏所藏軸幅 二六

目次

二五

中田敬義氏所藏軸幅……………二九

伯爵田中光顯氏所藏詩稿……………三〇

侯爵井上勝之助氏所藏詩稿……………三一

京城府伯爵宋鐘憲氏所藏軸幅……………三三

宮脇彦次郎氏所藏軸幅……………三三

朝鮮總督官邸所藏扁額……………三四

侯爵井上勝之助氏所藏絕筆……………三六

公爵伊藤博邦氏所藏文稿……………三八

公爵三條公輝氏所藏奏書……………四〇

伯爵伊東已代治氏所藏文稿……………四六

京城府住井家所藏軸幅……………五一

內大臣三條實美宛書翰（公爵三條公輝氏所藏）……………五二

右大臣岩倉具視宛書翰（男爵田中義一氏所藏）……………六六

參議木戶孝允宛書翰（侯爵木戶幸一氏所藏）……………七四

參議大久保利通宛書翰（侯爵大久保利和氏所藏）……………九五

總理大臣桂太郎宛書翰（公爵桂廣太郎氏所藏）……………一〇〇

總理大臣桂太郎宛（公爵桂廣太郎氏所藏）……………一〇五

侍從長德大寺實則宛書翰（子爵井上匡四郎氏所藏）……………一二〇

伯爵井上馨宛書翰（小池靖一氏所藏）……………一二四

外務大臣陸奧宗光宛書翰（伯爵陸奧廣吉氏所藏）……………一四九

伯爵黑田清隆宛書翰（福井菊三郎氏所藏）……………一五二

內務大臣西鄉從道宛書翰（侯爵西鄉從德氏所藏）……………一六七

宮中顧問官福岡孝悌宛書翰 (子爵福岡秀猪氏所藏) 一七四

宮内次官田中光顯宛書翰 (伯爵田中光顯氏所藏) 一七六

宮内大臣田中光顯宛書翰 (伯爵田中光顯氏所藏) 一八五

警保局長清浦奎吾宛書翰 (子爵清浦奎吾氏所藏) 一九二

内閣書記官長井上毅宛書翰 (子爵井上匡四郎氏所藏) 二〇〇

南滿洲鐵道株式會社總裁 後藤新平宛書翰 (子爵後藤新平氏所藏) 二〇三

外務大臣秘書官中田敬義宛書翰 (中田敬義氏所藏) 二一三

第一銀行頭取澁澤榮一宛書翰 (子爵澁澤榮一氏所藏) 二三四

大倉組頭取大倉喜八郎宛書翰 (男爵大倉喜八郎氏所藏) 二四一

公爵夫人梅子宛書翰 (子爵母堂末松生子刀自所藏) 二四四

公爵夫人梅子宛電信 (朝鮮總督官邸執事山下英男氏所藏) 二四四

目次終

書翰

伊藤公が國事及び政務に就いて有司、同僚並に部下に送りし書翰は各家別とし其の各家別のものが年代順に配列してある。

清韓紛議に關し三條太政大臣に送りし書翰

伊藤公は明治十六年十二月十一日より翌年二月二十一日まで參議兼外務卿となつてゐた。

清韓紛議之事は新聞に有之候通り、從來引續多少之行違時々相生候、此節も袁世凱を以て歐米諸國へ使節派遣之一事に付異議を主張させ、内實は屬國たるの實迹を表彰せしめんとの清國之謀略に有之候處、魯米兩國之公使等異説を起し、清國に對し不満足を鳴らし候事と相見へ申候、目

下禍亂之紛起すべき程には無之候へ共、到底魯清之間朝鮮一事に付ても面倒可相生事は推察申候
過日來兩度魯公使之意見も承居候に付、得拜鳳詳細可申上候、勿々頓首再拜

十月廿日

博文

三條公

積弊を痛嘆して三條内大臣に訴へし書翰

伊藤公は明治十八年十二月二十二日より同二十一年四月三十日まで總理大臣となつてゐた。

連日之霖雨鬱然之至伏惟台候萬福敬賀不斜候、却説外務大藏兩大臣も兩日前歸京、博文暫時乞
賜暇幸蒙勅許、本日より近郊に出遊可仕候、實は要査閱之緊要書類有之就閑地熟閱細考仕度、此
段御閑置可被下候、現今之形勢物議も不少彼是煩御配神、恐悚に不堪候處、畢竟博文力微弱なる
に歸すると雖亦非無積弊之使然者、愚衷の所在は詳細井上松方等へも吐露仕置候故序に御聞取可
被下候、到底醫此病固非鹵莽因循姑息之所能去、人々各挾己私、一事不如意立鳴不平、却て國家

百年之基礎を鞏固にして、皇室を泰山之安に置くの大計に至ては、恬として如不顧者、閣下之高
見無論御洞觀之事と奉存候、書餘近日得拜晤尙面陳可仕候、勿々頓首

六月一日

博文

内府梨堂公

朝鮮事變に關し三條太政大臣に送りし書翰

明日任有軒へ可罷出様御指命之趣敬承、内閣へも無論出頭可仕候、福岡昨日宮中へ參り主管云
々之議申出候に付、内閣書記官之立場は可成不偏不黨中正之地位を保ち一意大臣之指命に應じ又
は其遺闕を補翼候様有之度、機密之事に至ても充分書記官等を統轄し直接に其の漏洩を豫防する
様無之候ては實際之功能無之候得共、參議にては各其の主務之職掌有之到底難行届旁大臣之御計
畫至當之事と存候に付、御同意申上置候云々相答候處、然らば異存無之との事に御座候に付、何
も無御懸念被相行事と奉存候

書翰

三

唯今外務省より書記官を以ての通知に支那公使の書記官同省へ來り於朝鮮日本支那の兵隊間々混難を生じ候儀に付何か報聞は無之歟と相尋候趣にて、同公使館へ何か通信有之たる儀は分明に不申聞立去候趣、直に電信局聞合候處、暗號電信自天津同公使館へ致到達候、意味は難相分候得共、何ぞ異事有之候事と被察申候、吉田大輔へ申遣し同人即刻支那公使面會事情聞糺申越候様傳言仕置候、竹添よりの過日來の通信と符合し心當りも有之甚懸念之至に奉存候、詳細相分り次第可申上候得共、大略而已勿々申上置候、頓首

十一月十一日(明治十七年)

博文

太政大臣殿

朝鮮問題に就き三條太政大臣に送りし書翰

今朝申上置候朝鮮動亂之報告追て以電信申來不容易形勢に御座候故、唯々各參議一同外務省に集會下評議中に御座候、明朝は八時半尊館へ一同參集可仕筈に申合置候間左様思召被下度候、何

れ早急特派之使節御差出不相成而は時機を誤り始末甚困難に可立到と奉存候、朝鮮より報道之電信は今晩中外務省より御手許へ不殘差出候筈に御座候故、明朝御會議前、御一覽相成度候、爲其勿々拜具

十三日夜(明治十七年十一月)

尙々今夕黒田へ面會細々事情申談置候、何も御懸念無御座候、外務卿よりは何の返答も不到來甚訝敷事に奉存候

博文

三條殿

山陽三縣御巡幸に關し三條太政大臣に送りし書翰

山陽三縣御巡幸、本月二十六日御發輦之事に御治定被爲在候に付、此段御承知被下度候、陪從は親王一名並に内閣よりは宮内卿而已にて可然との叡慮之趣侍從長より承り申候處、内務卿は豫而扈輦可仕哉に承及居候處、如何可被 仰付哉、侍從長より相伺置候様申入置候、西京御立寄之

儀も多分可被爲在候得共未定に付追而御決定次第可申上候、勿々敬具

七月十三日

太政大臣殿

博文

東北御巡幸に關し三條太政大臣に送りし書翰

茨城縣内に於て、兎徒嘯集之警報到達之事は現に御熟知被爲在候儀と奉存候、明日より御發程の儀少々懸念も有之趣にて、今朝綿貫來訪、尙亦唯今三島縣令も來訪、如何御決定相成可然歟との事に御座候、山縣は此儘御發程可然との議、井上は外國公使等も同行に付暴風後之事故を以兩三日御遷延可然との趣、唯今三島より承知仕、何分時日切迫之事に付速に御決定無之而は引受方は大に差支可申、尊慮如何に御座候哉、一應相伺置度、井上、山縣兩人は無間來訪之由に付待受居申候、爲其、勿々敬具

九月二十五日

條公閣下

博文

明治天皇轉地保養の奏上を斥け給ふに就き三條太政大臣に送りし書翰

華族會館加入之儀、尙又御申聞承知仕候、御差圖次第進退可仕候、他も更に異存と申事は無之候得共、孰れも左程大切なる事件と不想得、付等閑候事と奉存候、御便宜次第夫々御示諭被下候て宣布候

昨日乞拜謁、侍醫之建議書を奉呈し函根、日光或は伊香保何之地にても被爲適 叡慮候場所へ御轉地被遊、暫時なり共御保養被爲在度段々御勧め申上試候へ共、中々御採用可被爲在御様子も無之不得止引取申候、到底可被行事とは不奉存候、其内得拜鳳可及陳情候へ共兎角如此御外出嫌にては困りたる事と奉存候、必竟維新後君側之培養に力を用ひ事を怠り候結果、今更難致奈何、第二世之教育を不誤様可仕儀は今日之急務と奉存候、先不取敢拜答、勿々拜具

七月十三日

書翰

三 條 公

博 文

參議兼官及制度取調局設立に關し三條太政大臣に送りし書翰

伊藤公は明治十七年三月十七日制度取調局長を命ぜられた。

帝室官職令は如命奉呈仕置、尙參議兼官之事を書加候儀は、各省章程に比し不都合に奉存候へ共、聖旨之趣に付書加置候段及奏上候處、必竟當其職之人體に依り兼否之別あるが如く相顯候儀は、不都合に被 思食との御沙汰に付、其儘に仕置候、此外は今度制度取調局御設立に付ては、陛下之御勵精被爲遊度儀と、微臣重要之事務取扱之任を受候上は、種々の誹謗惑説も出來可仕候に付、聖慮に於て、聊たり共御疑念に被思食候儀等有之節は、蒙御叱責度奉請願置候迄に御座候、此段達貴聽置度、匆々頓首再拜

三月十八日

博 文

條 公 閣 下

明治十八年特命全權大使として渡清の途中長崎より内閣諸公に送りし書翰

本月五日朝六時此一行無恙長崎安着、第六號迄之貴電接收、榎本安藤へ電報を以開河之模様爲問合候處、安藤よりのみ返答到來、榎本よりは未得返電、芝罘へ直航之事も同氏之意見に任せ候つもりに有之申候、駿河丸駛走不甚速候に付、薩摩丸のみ爲急候とも、到底芝罘にて爲待合候都合に可立到、不得止遅々進行罷在候、別紙はブリンクリー神戸にてアストンに面晤、撤兵論問答爲御參考差上置候、北京着之上は是等之議も四方より紛々相生候事と愚考、萬一も支那は不同意無之も、外國之關涉より撤兵を拒み候様之情況に出會候へば、不得止電信を以て再議之確答を不得不伺候場合可相生、此段豫め御考慮有之度候、爲其匆々頓首再拜

三月六日朝

内 閣 諸 公

博 文

書 翰

修史館改革に關し三條太政大臣に送りし書翰

爾來御清穆被爲涉敬賀仕候、本日於宮中得拜鳳可申上と心得居候處、既に御退朝之後に御座候故、以書翰貴慮相伺候、過日略如申上置候修史館改革之見込重野呼寄細々承候處、編修長一人、編修官四人掌記三十人にて、三ヶ年間には充分可致成就との事に御座候故、如申立早速改革仕度就ては伊達副總裁之處如何之思召にて御座候歟、元老院は大閉口之由承及候に付、顧問官に可被仰付歟、又は麝香間に被爲復候歟之外は有之間布、此一事御斷決次第に取掛可申候間御教示奉願上候、勿々拜具

一月七日

條 公 閣 下

博 文

英獨米との連衡に關し三條太政大臣に送りし書翰

一昨夜、英國代理公使より以公文我軍艦一隻上海迄派遣相成度旨照會、尤英獨米三國の軍艦も

會合之筈に付、日本も相加り可然と申意に有之申候、此連衡之一事は、宇内大國之仲間入にて、將來之例規共相成、我政府規模を宏大にし進取の政略を採り國威を張らんとするには一の好時機に可有之歟共被考申候得共、事體重大なる事件に御座候へば、篤と御熟慮相願度、何れ兩三日中に回答を要すべく、可相成は明日明後日の内に内容一統御評議有之候ては如何に有之乎、尊慮次第御招集相成度候、其内外務大輔へ回答案起草の上差越候様及下命置申候に付、御評議之節は兩輔も相加へ度奉存候也

一月二日

條 相 公 閣 下

博 文

板垣退助辭爵に關し三條内大臣に送りし書翰

(杉内藏頭宛書翰参照)

尊翰拜讀仕候、如論不順之氣候に候處先以御清祥敬賀仕候、板垣辭爵云々御示諭之趣敬承仕候處、同人平素之議論到底今日之計畫と背馳仕候而已ならず、到二十三年候得ば不容易關係を惹起

書 翰

一一

候事如觀火に御座候故、縱令辭爵は御聞届相成候共、不如使彼持説明了於此際と奉存候、不然ば目前之人情に被拘束、却て王室之大害を養成する様立到可申と懸念に不堪候、尙此上外務大臣其外と御談合奉願上候、委細は杉内藏頭へも申聞置候故御聞取可被下候、勿々奉復

六月五日

博文

内大臣公

岩倉大使一行歸朝後廟堂混亂の際岩倉に送りし書翰

昨日の御書翰昨夜及深更歸宅仕候に付、未得奉復書候處、今朝又奉煩御再書奉恐縮候、昨日御歸車後早速木戸へ罷越尙亦熟議仕候處、同人に於ても大久保拜命之儀第一着と相心得居候趣に御座候、勿論昨日も申上候通兩公御降問被下候得者、同人之勘考は可申上等に約定仕置候に付、何時御越被成候ても更に差支無之候

乍去同人今日臥病罷仕候體にて、一兩月間出勤仕候儀はとても相叶申間敷と奉存候、然して大久保も參議拜命不仕時は、即今重大切迫之事件數々有之候中に、何人と併力與謀して夫々御處分相成哉、必竟兩公及兩氏合一、意衷一轍に出候様と申事に而先日以來御苦慮と奉存候、然るに一人は病氣、一人は奉命難相成事情に御座候へば、乍恐兩公之御擔當尋常之事にては、危急多難之際御救濟難相成様奉存候、私愚考にては是非大久保拜命無之而は更に其詮有之間敷様奉考候。乍併此上は兩公之御勘考次第にて何とも難申上、今日之事其憂必しも政體制度にあらずして、必竟其人を御用ひ被成候と否とに可有之、已に申上候通、兩公及兩氏之合力ならでは何事も前途之方尙は豫め難定候、尙御分り被成候事難く思召候乎、又御尋之儀御座候へば御沙汰次第可申上候、拜復誠惶頓首

二十七日

岩倉公閣下

伊藤博文

鐵道開通に就き岩倉右大臣に送りし書翰

鐵路修繕に取掛り明日御用に難相立と申上置候處、唯今横濱より明日丈けは御乗越可相成段報

書翰

一三

來候に付、兼て申上置候通り午後二字半高繩まで差出候様可仕候、同處より御召相成度此段御報知申上候間、木戸大久保其他へも御家臣を以て夫々爲御知可被下候、私は唯今より出港仕候、爲其草々頓首敬白

十一月九日

伊藤工部大輔

岩倉右大臣殿

木戸この會見に就き岩倉公に送りし書翰

尊簡奉拜誦候、今朝來條公大久保へ御面會相濟木戸へ御越可被遊、然るに木戸は唯今來訪中御座候、今日は是より他處へ同行可仕筈に御座候故、縱令御越に相成候共留守に御座候、今晚明朝之中に博文參殿縷々可申上に付、夫迄は御待可被下候、拜答勿々頓首再拜

十二月三十日

博文拜

巖公閣下

政權と兵權との不可分並に西郷山縣併用に就き 岩倉右大臣に送りし書翰

連日之御劇忙不堪恐察候、昨日之御會議參謀本部を内閣に不加を至當なりとするの議多數之趣山田より承候處、理窟論に而は至極尤之様に御座候へ共、實際に取りては決而不可然事に奉存候今政府を維持するの手段實力の外に無之、其實力を論ずれば薩長の外に有之間布、薩長中之人物實力を掌握する者は山縣西郷兩人之右に出る者無之、此兩人にして内閣に不在時は内閣の權力薄弱にして威令之透徹する所可測知也、然るに山縣を參謀本部より他の一省に轉じ内閣の一人たらしめん乎、一方に於ては又一人の本部長たるべき人物御選舉無之而は不相叶、恐らく西郷の外に其人有之間布、然るに西郷をして本部長たらしめん乎、均しく内閣に列することを得ず、彼を以つて是に換ふるも實力を削ぎ威令を伸す不能に至ては同一轍なり、若し又他人を本部長の地位に置かんか、是亦數月にして不滿百出可豫卜也、實に困難至極のことと奉存候、定而三大臣公相談も可有之候へ共、能々御熟考御決斷無之而は勢至不可收拾可申候間、此段御注意之爲右申上置候

愈參議院御新置之議御決定に御座候へば、吉井、土方兩人を是非一等議官に御加置有之候方前途の爲可然、昨日の御會議にても、黒田は伊集院を推し、西郷は税所を擧ぐ、然るに一方より他方を見れば必ず不承知を不免、事の不纏を恐れて互に黙容する迄なり、然るに吉井を御採用なれば、履歷人物薩人は不及申世間不承知を唱る者決して無之、是亦御再考奉願候

土方に至りては一等議官に被用候を不好の理無之、地位權限に至りても無論内務大輔の下に出、縱令行政事務を不取も大政に關與するの參議院なり、況んや又一等官なり、熟々此人を考れば、實際に於ても其所を得ること今日に勝る萬々なるべし、又内務省の實務に於て、大少輔の地に當る者、已に昨日申上たる如く、松田の右に出る人物は決して無之、是は衆目の所許と奉存候、是又御熟察奉願候、吉井を御採用なれば、税所、伊集院兩人共元老院に御殘し置候而可然、吉井之事は鐵道會社頭取之議有之候得共、此事必しも此人に限る譯にも有之間布、何分今日は皇室政府を維持するより急なるは無し、前條數件本日松方共反覆商議の上申上候間、大臣各位御熟議奉願候

就中山縣西郷云々に至りては所關甚重大なり、斯く申上候得ば、政府の威權此人等而已に有之様申上、却而政府を輕んずる様御考被遊候歟も難計候へ共、決而右様の主意には無之此往き何分

にも朝威の相立候様政府の合する所行はれかしと申衷情より不顧忌諱候間此段宣布御洞察奉仰候

勿々敬具

十月十五日

博文 拜

巖相公閣下

木戸孝允の爲に水戸この聯繫を保ちし書翰

第一書

文久一二年の交、桂(木戸)が江戸に在りて、攘夷論に就き頻りに水戸の有志と往來した頃、公が桂の命を受けて、周旋し、當時の事情を桂に通報せしもの。

從尊命賣茶亭に罷越候處、今日は座敷貸切りの由にて差支へ候こと故、如何仕候て可然乎と暫躊躇仕居候得ども、去るに忍びず、不得止伊勢源に罷越、小松と對酌御待申上候間、片時も速に御來駕可被遊、若御適意にも不被爲仕候はゞ、尙亦轉樓御供可申上候、先は爲其、一書茶亭迄差

上置、御出駕伏而奉待候、恐惶謹言

十二月二十五日 (文久元年)

春生

拜具

(當時公は改めて俊輔、春輔などと稱してゐた。)

桂雅君閣下

御親折

第二書

文久二年、京都に於ける長藩の大會議が終つて一藩論を統一し、一に攘夷の勅命を奉ずることに決した會議一八月初旬毛利世子元徳が江戸に下るとき、水戸烈公を大納言に任ずる勅諭を銜んで來た。爲めに長藩と水府との交渉が頻繁となり、従つて桂と水戸有志との往復も頻繁となつたので、公は桂の使命に奔走して席暖かなるに暇が無かつた。其頃の事である。書尾の再伸とある部分は公が自ら水戸に往かるとやう取計ひを請うた意である。

華章謹んで奉拜誦候、昨夜は遠の事にて東西の御奔走嘸々御儘可被爲在候、吉成氏(水戸の士)今以來邸不仕、何乎故障にても出來仕候乎と滯泊の士も頻りに煩念仕候様子に被相窺候、定而將軍家上

洛速に相迫り候事の探索にても可有之乎 (此の上落は文久三年) 又は外難擱用事等出來仕候事にても可有之乎と推察仕候、折角今朝は吉成を相尋候爲前木氏出掛候積りと相話申候事に御座候、先は爲其草々拜復

二月十一日 (文久三年)

春輔 拜具

再伸 私儀早々出足仕られ候様御周旋偏に奉希上候

松菊 桂君閣下

來島良藏の後事を整理し木戸に報ぜし書

左の書束は、公の恩人來原良藏が、攘夷論實行の緩急に就き、藩論の變化に際會して、武士の意氣地で、文久二年八月二十九日の拂曉に割腹した。其の遺髪を公が携へて郷里萩に歸り、後事を整理しようとして、紛糾意の如くならぬ情狀を來原の義兄木戸に訴へたものである。

先以御支頭様(支頭は支配頭の略)御機嫌好被遊御座恐悦奉存候、然處私儀過る十日夜京師發足、歸路所詮雨天勝にて、一兩日も川留に逢、漸十八日朝飯後覇城着仕候、江戸出足の砌被仰聞候件々、於京

都政府御役人様方へ申上、(當時長藩では、京都にも藩の政府を置いたのである。) 尙歸後來原様一條御留守へ委く相達候處、

御舉族御愁歎不容易御事、左候て昨二十日御葬式相濟、來る廿四日初度御法事の御容子御座候、御

跡式の義、今以御届出相成不申、甚掛念に奉存候に付、(來原家の内部人事關係は複雑であつたから、相續の届出をしなかつたのである、略傳の部参照)

御用處其外にても承り合見候へば、總て御嫡孫御繼立は是非はづれ不申と申事故、(嫡孫とは其藏の遺子ないふ)

定て左様可相成事と御届出相成候こと望居申候、來原様にも(來原家にてもと) 強て御親族中にも御

存寄等良右衛門様へ(來原家の嫡養子で、其藏の養父となつた人) 御申込被成候御方も不被爲仕、甚苦心千萬と奉存候、

此度御割腹の一條に付ても、始終亂心と而已思召の由にて、良右衛門様におひては左迄御愁歎と

も被相伺不申、節角世子君様御思召(毛利世子元徳は其藏の死を惜み、黄金を下して厚く葬らせた。) 其外於京都も色々被仰渡候廉々

等、只管亂心とのみ思召候にては、所詮徹底難仕事乎と奉存候、既昨日御葬式に付ても、御墓等

も、何卒此度は平生の御死去とも違ひ候事故、新規に御建被成、後世に到候ても不汚様に有之度

事と奉存候得共、古き墓の中へ御合葬に相成、甚以遺憾に奉存候事故、北條様へ申上何卒御用處

(藩有司)より御内々別段御建被成候様御授(訓諭)にても被爲在候ては如何可有御座乎と御相談申上

候處、至極御同意には候へ共、右等の事迄御用處より御授有之候ては、折角殿様若殿様より被仰

出候御思召等も於政府取計候様相成候ては如何敷事故、以後に到候て、何分の義改葬にても致し

同志中申合、建替候ても宜敷との御事故、昨日の處は夫なりに相濟居申候、追付岡部富太郎様御

歸にも可相成候事故、左候へば又々何と乎御手段も有之候と奉存候、岡部様御歸被成候事は京都

にて來島様へ御願申上置、私儀御供仕候て罷歸度奉存候處、急速に御運び不付、イヅレ跡にて來

原様御家へ良藏様御忠節の段御奉書を以被仰出候御内々御容子有之候に付、右の御奉書を岡部様

御持下被成候様、來島様の御配意被爲在候御事と奉伺候、御カタ様は(良藏の未亡人、木戸の妹を指せるならん。) 御支頭

様御氣遣被成候よりは御折合被成居、少しは御あきらめ相付き居申候事乎と奉窺候、固より在萩

中は被仰聞候通り御氣を付け申上候事故、更に御氣遣不被爲在様申上可被遣候、いづれ私歸府は

御跡式且御一家様御一和の體見届候上にて出足仕度覺悟に御座候事故、當月中文けは相滞り可申

此段御支頭様へ被仰上可被遣候、先は略歸後の始末入御聞度候得ども、所詮不得寸暇近日可奉陳

委曲候、時下御支頭様御用心被爲在候様萬々被付御氣候様奉願候、草々恐惶謹言

閏八月二十八日

舜輔 拜具

(舜輔は俊輔の假音、俊輔は利輔の假意、春輔は俊輔の假音から來たものといふ。)

桂 様 御直覽

書 翰

御手付 中様

差急ぎ候事故亂筆奉忍入候

歸朝後木戸に所懐を述べし書翰

英國に在りて、長藩の急を聞き、元治元年六月十四日、横濱に歸着し、書を木戸孝允に寄せて所懐を訴へしもの。

去年來之御苦心實に御推察申上候、且從來重々御鴻恩を蒙り居候事も心に於ては更に忘却仕候所存無之候得共、萬里隔絶不如意所詮背本意候事而已、私共此度從海外罷歸候事に付ては、猶更得拜顔申上度事も山々有之奉期拜顔候處、豈圖御上京中夫故終に歸朝仕候旨意も貫徹不仕遺憾なきにあらね共、死たくもなく到今ぶら〜とながらへ候は、世上の面目も愧かしく候へ共、未だ愆氣にひかされて、後の思ひの絶盡兼候事は御推察奉仰候、兎角目前の事は差置きたしといへども、千秋に眼を留候事も又肝要と奉存候、書外は奉得拜眉御分襟申上候以來の辛苦艱難も御互に奉期拜話候、勿々謹白

何も書上にて胸中萬分の一を盡候譯に參不申、此處は能く御垂察奉仰候、任幸便只歸朝仕候事

を知らせ申上候迄と被思召候様伏而奉願上候以上

七月十日

山口に於て認む

春輔生

私共兩人は是より三田尻西の浦の漁人となり候つもりにて、明日當りより山口出足可仕と奉存候、書餘他日拜眉の刻胸中萬言拜陳可仕候拜白

桂君 玉机 下

軍艦兵器購入の藩命を帯びて出張せし時木戸に送りし書翰

慶應元年、公が軍艦兵器を外人より購入し併せて薩藩との連絡を保つべきの藩命を帯びて長崎に出張せしとき、木戸に送つたものである。

本月二日從鴻城御送被下尊書昨七日相達謹奉拜讀候、先以老臺御英然可被爲入、爲邦家欣躍仕候、當地相變候事も無御座、小銃も未だ少し半途に御座候得共、兩三日中には皆濟可仕と奉存候

書翰

間、不被爲懸御念頭候様奉祈候、山田當節鹿兒島行留守中に御座候へ共、六七日中には必ず歸帆と相待居申候、當地着次第直様積込揚帆之覺悟に御座候に付、不出十日必定歸關仕候間、其節は蒸氣船直様上阪仕候事故長滯難仕、尙小松帶刀大久保市藏兩人之中是非右船便にて上京可仕、且馬關へも多分立寄候而御相對可被成御都合可相成候に付、其以前より關地へ御出浮被成下置候様奉願上候

蒸氣船御買入に付、藤井正之進長嶺豐之進兩人、點檢之爲薩船乘船可被差越、其上にて御買入と御決議相成候段奉承知候、然處薩船上阪にて直に崎陽へ罷歸候程相分り不申候に付、様子に寄候へば右蒸氣船馬關へ參候様相談可仕候、最態々參候譯には六ヶ敷候得共、横濱へ罷越候序に立寄吳候様相談仕見可申、其節右兩人へ點檢仕候様被仰付候方可然乎と愚考仕候、當節鐵船は澤山御座候へ共、木船甚少く、只一艘丈參り居候、蒸氣釜極新敷無御座、從今兩年位は用立可申と奉存候、右に付自然御好に御座候へば、直様上海へ差越、新釜を入替差上可申都合に仕候も不苦と申居候、最只今之直段六萬ドルと申船にて隨分下直なる方と奉存候、釜を入替候而も七萬ドル位ひにて御買入相成可申候、其餘善惡新古は兩人の點檢に御任被成候而可然と奉存候

一、ゴンヌボート之儀被仰越、委敷取調へ罷歸候様可仕候間左様御承知奉願上候、薩にても凡

七十門位のフレガットと申軍艦を説へ有之申候由に御座候最未だ出來仕間敷と申事に承り及申候、幕より米へ相願候軍船此節出來に付旗下之士乘歸之爲罷越、不遠中には取歸可申との義承り及申候

一、先般横濱へ御遣被成候書簡答書、今以爲何事も不申參候へ共、兎角申參候へば直に可申上様可仕とラウダより申上吳候様相頼候事

一、小銃之外に前以及注文置候帆木綿百十五反並馬具二拾五掛、當節從上海到來仕候に付、受取持歸可申都合に仕置候間、御承知可被下候様奉願上置候、最代金至而僅成者に付、御氣遣には及不申候事 帆木綿曾而癸亥丸より入用と
か申事にて山田注文のよし

此より以下贅言也

一、老臺は外國ミニストール迄馬關奉行と申事を書簡に認送且其他之外國人にても致承知居候事に付、眞之馬關奉行に無之而は甚不都合に可立至と奉存候、已に東行先生昨年戦争後應接之節実戸刑馬と申大夫にて應接有之、其後戦争に參り候者に逢さへすれば、ゼネラル大將実戸は如何せし乎を尋ねられ虚言を申様有之而は如何と甚込入申候、且外國人應接は一度より二度、二度より三度と申様に不仕而は、其人毎度替候而は其國之信偽難計に付、眞實之情は明し不申

と奉存候、追々此度西洋人よりも其事を被責、返答に込入申候、何卒此以後は人に委任が第一
ジャと切に氣付申居候、外國に在ては宰相よりして、武官は素より容易に遷職仕候事無之故、
我國之風を大に怪み居申候由也

一、新地農兵之義偏に奉願上候事

一、薩より大夫三人、其他大録之十三四人以下士分より職人等迄、以上二十人程も先達而渡海、

英國にて野村其外三人へも面會仕候段申越候由承及申候

一、老臺關地御出浮且小銃之金は早速關地迄御持出置被下置候様、前以奉願置候事

一、先達而より被仰越候御買物は取歸可申候、最朱丹之机入手甚六ヶ敷有之候、而も品物龜末に

て餘り不面白候、然し成丈け心配可仕候事

書他不遠中歸郷、萬緒可奉得拜晤候間、諸老へ不惡御鶴聲奉願上候、尙時下尊體御自愛專要奉存

候 勿々拜答

八月九日 早晨

莊三拜

松菊賢臺

玉座下

大村渡邊昇は當地に出浮居申候由、未だ一面不仕候へ共、至而正義を主張仕候由に承り及申
候

英船に乗り薩藩へ往かんとして本戸に送りし書翰

慶應二年、薩藩英人と議せんとする所あり、西郷等英船に駕して馬關を過ぎんとす。公之に便乗して其議に加はらんとし、本戸に送りしもの。

過日鳴城にて拜別即日出發歸關仕候、爾後薩船通行日々相待居候へ共、今以見當り不申候、い
づれ近日通行可仕候に付、見受候へば直様無洩御通知可申と奉存候、ガラハへも近日之中書簡相
送、右之都合に取計らはせ可申と奉存候、此段は御安心奉願候、いづれ此事被行候へば、御一人
御越ならでは不相叶候事に付、東行君へ歸來御噂仕候處、固より御同論にて、自然左様相成候へ
ば、自然御越有之度、就ては私も是非從行仕度、左すれば旁都合宜敷可有之と奉存候、且此會へ
は是非爲後日に御加り無之ては不相濟事に付、機會を誤り候等之事無之様仕度、ガラハへ懸合置

凡期既相決候事承り候へば、崎陽迄も出懸置申候へば、猶更以大丈夫の事に付兎角東君御越に相成御決論相着候へば速に被仰越置候様只管奉願上候、爲其寸楮、書外奉付後鴻候誠惶頓首

二月二十一日夜

字 一 拜

廣寒老臺玉座下

馬關に佛艦を訪うて木戸に送りし書翰

慶應二年の末、幕府討長の事あり、之に對し薩長二藩の親好益々密となれる際、偶ま佛艦一隻來つて馬關を訪うた。當時英國は薩藩に、佛國は幕府に、親しとの説専らなる時であつたので、公は之を訪ひ、其の顛末を木戸に報じたものである。

過る十六日夜佛軍艦一隻、從横濱長崎迄罷越懸、當港へ停泊、士官一人上陸、乞通辯、早速罷越候處、已に歸船仕候後にて、直様罷越、船將に應接仕候處、士官上陸は爲差用向も無之、唯現今の模様を見んと被察申候、然る處先日御去關之節被仰置候佛國書面之主意も有之候に付、一々面詰可仕心得に御座候處、不幸にして右書面所持不仕候故、只撮其主意應接仕候處、船將コンラ

ド申候には、決して佛より右様の書面幕府へ差出候覺無之、尙討長之事に付、佛より援兵を出す等夢々不存知事にて、援兵を出す理無之杯と申居候、尤其席に英之コンシユル、「クラハエル」と申もの、從横濱長崎に罷越、ガハル代りに相成人も居合、私詰責仕候を傍觀仕居、逐一付届候に付、船將も大に迷惑仕候體に相見申候、船將申には、此事は、横濱へ歸候へば、屹度ミニストルへも話し聞せ可申に付、必ず疑ひ吳間敷杯申居候、尙當節のことは虚説多き故、猥に難信用杯とて、暗に幕府を嘲笑仕居候、英之コンシユルへ先日ガラバ申候幕より兵庫開港を辭するに薩長後日大害を生ずるとの論、眞に幕より書面にて外國全權へ渡し候やと相尋ね候處、其書面は同人も見たと噂仕居候乍去外國人も更に信用は不仕趣に相見申候、右に付佛國の書面は、横濱へ送り候へば當地にて船將へ應接仕候次第も書加へ、差送り候乎、或は其儘に打捨置、取り構ひ不申乎と奉存候、何分御序被仰知可被遣候

十二月十九日(慶應二年)

廣寒老臺熊皮下

春 畝 生

幕府再討長に對し藝州口の兵砲火を交ふるに至りし後木戸に送りし書翰

屢賜尊簡幾重忝拜讀仕候、引續御苦慮被爲在候御事奉想像候、藝奮發決心之段いかにも感服すべき事に御座候、我藩今日不可免之地に立てすら異議多中に、彼藩速に去就を決、順路を踏み候儀は、偏我藩之大幸而已ならず

天朝之一大幸不過之事に而、一入奮激力を出さずては不相叶場合に可有御座奉存候、私儀も、兩三日中出足出崎可仕相決居申候、此度被仰越候船一條奉拜諾候、パン之事も同様に相心得居申候に付、御安心可被思召候、奪船之一條は兼而大山格之助とも相談置候事にて、都合次第人數は鹿兒島黒田嘉右衛門迄申遣候へば、早速出崎仕らせ候様重々相約置申候、兎角相試可申奉存候、薩にも別に軍船一艘崎陽にて相求度に付國元より一人出崎せしめ候に付於彼地談合世話仕吳候様大久保より申事に御座候、乍此上爲邦家御盡力此秋と奉禱候貴酬匆匆拜復

廿一日朝

宇生

尙々阪龍今以滯關今日當りは定而出帆と奉存候、兼而崎陽に於て御談合之我公論を遍外國人へ示之一條、御草按相調居候へば頂戴仕度類に渴望仕居候、御調相成候へば京攝間迄龍へ御當御送可被爲在候、別紙は昨夜相認置候に付差添拜呈仕候拜具

(慶應三年卯九月)

木戸盟臺

執事

木戸と激論の後之れに送りし書翰

一書拜呈仕候、炎暑酷敷御座候處、先以尊臺兩三日前より少々御不快可被爲涉趣、昨夜鳥尾小彌太より傳聞仕、今朝は早速參殿可奉伺御容子奉存候處、少々差急候用向御座候處難罷出荆妻差出御窺仕度、私は一兩日中より出發大阪へ罷越可申筈に付、其前必可奉伺心得に御座候、過日參堂之節は種々激論申上甚觸御震怒候趣恐縮之到に不堪、乍去兼而之御天質容衆擇善之御量度も竊に相心得居候事に付、敢て不憚忌諱、開襟懷可申含に御座候に付、取捨全在于閣下事と想像仕候蓋人生之在此世人各殊想考、議論隨て不出於一轍、天之令然處にして強て之を不曲は現今文明各

邦之風習乎と奉存候、雖然隨人之意裏使遂人之意見時は争て極を失するに到り可申に付、禮教國律之制限可有之、固よりは是等之事乳臭之言辭にして奉汚閣下之視聽重て不顧觸激怒、恐懼之至に不堪候處、御天質之宏度量奉委閣下之取捨、誠惶頓首再白

六月二十日(明治四年)

博文拜

木戸公閣下

政體變制に就き木戸參議に送りし書翰

昨日申上置候政體變制之御高案廉書御送被下難有拜讀仕候、唯今は諸彦之高説を集合仕候て、如何程之變革實際上に被行可申乎、寺島氏と商議仕見其上にて公然取懸可申心得に御座候、最初は私壹人專任にて諸學士其外實務熟達之士を撰び總轄衆議を盡し撰定仕候ては如何と申大久保氏杯之按も御座候處、兎ても其任に非ずと自承知仕候に付、寺島を重に擔當爲仕先づ下組を致置候て、終には可なり之體裁出來可申乎否を見出し可申と奉存候、高諭之如くとても充分なる事は出來不申人民之賢愚は暫く差置役人之智恵も人情世態に適するや否を見るに足り不申實恐悚に不堪、

大久保氏之論に、此取調には福澤諭吉杯も組込候而は如何と申見込も御座候處、私は更に不同意無之至極よろしく候得共、是等之人物を組込候時は、必ず其人之識見と道理を以て論じ候事は政府に於て不採用は却て其人をして望を失せしむる之憂を生すべき乎、政度上姑息論無之眞に實際に適し道理にも不悖丈け之根法を取建可申一同之はまり込ければよろしかるべきと存候、御高案如何、何事も寺島と熟議仕候上又御高案に付ても御返答可申上様可仕候、不取敢御答如斯御座候拜具

廿一日(明治六年十一月)

博文

木戸公閣下

御親展

明治七年山縣陸軍卿辭表提出に就き木戸參議に送りし書翰

山縣辭表差出候に付而は至急何分之御指揮無之而は不相濟候處、今日迄之情實不得止譯に付、御聞届相成候外有之間布、乍去今日之形勢後職に被任候人物も無之、缺員にて被差置而如何可有

書翰

三三

之哉、於條公頗御懸念被爲在候、一應老臺之御見込も御尋被成度々以書狀被相伺候間御考案之處至急條公へ被仰上度候、私は遅延相成候より寧速に免官被仰付候方可然乎と奉存候、最武官如故に御座候へば兵部省内之處は差支無之趣過日も當人より内承仕候事に御座候、勿々頓首再拜、

二月四日

伊藤博文

木戸參議殿

至急

臺灣問題及び西郷の動靜に就き木戸松菊に送りし書翰

一月十三日朝着京仕候、馬闕滯在中は御懇情幾重も難有奉謝候、歸路從兵庫以電報支那平和に落着之儀大略申上置候、其後も追々公布有之候に付顛末御承知と奉存候、實に意外之事にて無此上國家之大幸と奉存候、大久保も餘程苦心終に啓靈之憂を解き候は實に大切と奉存候、御疎は有之間布候へども御序に御一書同人へ御遣、此節の殊功を御賞讃有之且後來之議も御見込を御吐露被下候へば大に都合可宜と奉存候、

支那との條約は誠に單一にて唯征蕃の擧を爲義擧、清國にても不爲不是且後來航海者之安寧を保護する方法を設不違約束、又實地に建設したる家屋或は道路築修等に當に金格四十萬テールと十萬テールは難民之婦女を憐恤するを名義とし、償金之文字を頗嫌惡候事と相見へ申候、北京在留英公使大に盡力尤保和之方便之爲清政府より竊に依頼候由に相見申候、詳細は後便可申上候、大山彌助鹿兒島より歸り、一兩日中陸軍少輔に被任候筈、彼縣地無事に有之趣、縱令戰爭に到候とも大將は中々動候氣色無之趣、大山も勿論政府の爲に必死盡力、再び歸縣之念無之と申而去り候由、西郷も居る所都鄙の別なく、決而政府の害ならぬ様且士族等をも決而暴動等不爲致丈けは請合との事に而相別れ候と申事に御座候、唯今之勢に御座候へば別に懸念之筋も無之歟と奉存候、唯大久保歸朝之上は後來不動之根本一定之様と而已希望仕候

御願書は不日御指令可有之筈に御座候、然る上は當年中を不待して速に京攝間迄御出浮、一旦東京へ御歸府之方萬々可然奉存候、勿論公然御沙汰之儀も可有之候得共、夫に不係御考案御決被成置候而は如何、前原小田縣に被任候筈に而、今明日中御呼出可相成候に付、速に出京候様御高配奉願上候、若此度出京無之様にては少々失面目候而已ならず、申譯にも困却仕候、偏に御依頼奉申上候、世外翁此度は東京迄同行暫時滯京之筈に御座候、書外後鴻に讓不取敢一書近情申上置

候、勿々頓首再拜

十一月十五日(明治七年)

博文

松菊老堂

玉案下

木戸の嫡子及び石川安太郎の事に就き木戸へ送りし書翰

小田歸便に御托之御書翰難有拜讀仕候

先以御壯健無恙御着阪之由恭賀仕候、早速大久保翁へも御面晤縷々北京以來之物語御聞取と拜察仕候、御在縣中は不容易御配神大概折合着候趣追々傳聞、偏に御配慮之効驗と奉感佩候、府下當春は誠に無事、格別八ヶ間敷事も目下には無之、昨春とは大に異情之心地に御座候、乍去是も暫時之事にて格別樂しみにも相成不申、當年は又如何之風が吹可申歟と夫而已心配仕候、暫時御滞阪之上は是非御歸府奉待候外無之、定而大久保翁よりも夫等之儀御熟談も可有之、何卒御奮發奉仰候

尊嫡之事被仰越、折角如何と船便毎々相尋候處、様子不相分都合次第電信を以開合候様可仕候、過日被仰越候會津人來訪、細に事情承候處餘程之困窮は申上迄も無之、兼々同縣令よりも申立有之候處、是迄已に大金を以救助にも相成候末に付盡期も無之、容易には難救濟候處、青森縣へ可相渡筈之米金少々相残り居、此節大概青森より若松へ引移候に付、右を若松へ相廻候手順に可取計歟の大藏省の見込に御座候處、内務と議論未一定候に付、折合次第聊扶助を得候都合に可相成歟と奉存候、山口へ御尋申上候石川安太郎と申ものは高知縣へも罷越、板垣へも同様にねばり付候趣、終に旅費を與て放逐仕候との板垣噂に御座候、板垣兩三日前來訪高知縣士族も殊之外困窮之趣承及、兼而願出候官山云々段々催促有之申候、同人も廿日頃より下阪、夫より縣地へも罷越乎之話に御座候、先は夫而已、いづれ是非不遠御歸府に可相成事と奉存候に付、其節萬々可申上候、誠惶頓首再拜

正月十四日(明治七年)

博文

松菊老堂

書翰

三七

大久保訪問に先立つて之れを熟議を勧めんが爲めに木戸に送りし書翰

御書面奉拜見候、然ば今日御退出後大久保と談話仕候處同氏においても御見込之處と全く符合仕候哉に被相窺候、就而は明朝同氏尊宅へ罷出御直談に可及との事に御座候故、萬事其節御熟議可被成置候、何分如斯艱難之世界と相成候上は、前述之大目的を相立廟議確然不動の地歩を占め候義肝要にて、其餘は臨機應變之御處分に無之ては大算難相立様奉存候、篤と御勸考此等之處大久保と御熟話被成置候様只管奉懇願候、勿々頓首拜復

九月廿九日(明治八年)

松菊老臺

御直

博文

減租の事に就きて木戸に送りし答翰

貴翰奉拜讀候、然ば減租之御發令は、明日相運可申筈に御座候、御發表之手順は第一に、詔書を以深く休養の道を被思食候て、減稅被仰付候に付、有司百官上意を奉體、痛く節減いたす様と申事にて、人民へは外に布告を以、詔書之通云々、且民費減額も、第二號之布告を以、同日に御發表之筈に御座候、書類は唯今扣は處持不仕、條公御手許へ差出置申、内務定額減省之事も、充分大久保へ談じ置申候、三百六十有餘萬之内、二百五十萬と相成候筈に御座候處、其上尙亦、減却する見込に有之、今日中取調と申事に承知仕候、尤二百五十萬中驛遞之費甚大なり是は減少すること不出來減ずれば人民之不便忽相生じ可申此節は大概充分の改革出來可申つもりに御座候、精々盡力可仕に付御安心奉願上候他にも申上度儀百端御座候へ共筆頭に不能其内參謁可仕候

拜具

一月三日(明治十年)

博文

松菊老臺

西南戦争の戦況を木戸に報ずる書翰

書翰

三九

貴書肅讀、然ば戰地之事情被聞食候趣重疊之御事に奉存候、一昨々兩日之模様電報に而御承知之通に御座候處、賊勢前日之景況とは大に相違、俄然減削候は甚疑敷様にも御座候へ共、十四、五六日朝まで之激戦は全力を用ひ候事にも有之べく歟、之が爲に敗走候譯なれば、頗我に取りて好都合と奉存候、或は腹背攻撃を受候爲に、遽に戰略を變じ總軍を一所にコンセントレートして、最後の一大劇戦を爲さんとするも不可測、兎角今一報にて分明可仕候

御歸縣之一事は、一段落相着候上は御都合次第に相成可然歟、尙拜青之上可相窺候、不取敢拜答、勿々拜具

三月二十二日(明治十年)

博文

松菊老臺

兵部省廢止に關し物情平靜を失ひし際に大久保參議に送りし書翰

今夕木戸へ罷越兵部省一條充分示談仕置候、明日は双方呼寄篤と熟談仕候筈に御座候、兎角即今之形勢、萬事猶豫は非長策と申事も懇々申入置候間、此段御承知可被下候、西郷先生より御通信は其後如何、今晚承候へば、横郵裁判一條にて、ボリス等少々不穩形情も有之候趣、是は舊藩之者現に一區中に居候ものより確報御座候事故、聊懸念仕候、御聞及御座候哉、木戸氏は承知之筈と奉存候拜具

十二日夜

伊藤博文

大久保參議殿

至急

政府親兵を解き國民皆兵となすに當り、大久保内務卿に送りし書翰

昨夕三浦少將より一書差越、山縣儀陸軍丈けには異議無之、何時被仰付候とも宣布、就ては私

書翰

四一

に代奉仕置吳候様相頼遣候處、今日は一家中急病人御座候故、何分出勤仕兼候、宜敷御仰置可被下候、山田儀無理無體に説破、漸納得仕候末、異議出來候に付而は、少々不都合に奉存候、尤昨日司法卿御談合如何御座候哉は承知不仕候、尙若難被行儀に御座候へば大隈に篤と申入候而は如何、御勘考次第同人へも御商議可被下候

賞典一條昨日御退出後、大隈、寺島兩先生に篤と熟議仕置候、右賞賜は、總高二十五萬石之内僅に四萬石計士卒に分與候丈け之事に而、得失上においても爲指儀に無御座候、又條理上より申候得ば、御賞詞之勅文にも明亮に御座候事故、區々之小條理を推候共天下難服、尤兩先生も格別異論無之、大概決極之趣に相窺申候、此上御一聲を奉煩度候、勿々頓首再拜

六月念九

内務卿殿

内呈

博文

朝鮮通好及琉球册封に就き大久保參議に送りし書翰

唯今巖公御參臨今夕條公と御出會御熟議之上、老臺御建議之通兩公御一決相成候趣御申聞、就而は今晚一書を呈し老臺へ爲御知申上置、尙明朝小生罷出、事情を細に老臺へ可申上様との御内諭拜承候に付、此段御願申上置候間御安心可被下候、○明日之會集は他事に無之趣御懸念被下間布、右は朝鮮へ森山を被遣候義と、琉球藩の義と兩條に御座候趣、詳細明朝參殿可申上、不取敢此段得御意候、勿々拜具

十二月十五日夜

博文

利通殿閣下

司法省警視廳間の權限裁判所創設に關する意見を大久保

内務卿に具申せし書翰

過刻申上候曙新聞、木戸議長より差送候に付入御覽置候
警視廳伺之儀に付熟考仕候處、雙方に於て道理有之様相見候に付、容易に難致決斷、就而は特

別に権限裁判を組立候外有之間布歟と奉存候、右裁判組立には、元老院大審院より兩人宛を以特別裁判官となし、別に一人内閣又其他より着坐を命じ、都合五人にて爲致審判可然歟、右人撰、愚考には、元老より津田、柳原、大審院より大田黒、平賀御撰擧にても宜布歟、右之都合にて審斷致候へば、司法、警視廳双方にても別に異議有之間布歟と奉存候、御勘考可被下候

既聞玉乃杯も全く司法論之趣、又元老の河野も同様歟に被存候、就ては此事に議論無之人を御撰擧相成候方、跡にて折合可宜と奉存候、明後日御直に可申上候へども、御勘考之爲申上候、御一覽後御投火可被下候勿々拜具

博文

利通殿

内密急

人才擢用に就き大久保内務卿に送りし書翰

過刻申上置候和歌山縣士卒呼出し之儀に付多田彌吉差越候手順尙又申上候間夫々御下命可被下

候

第一多田彌吉儀は同縣にて廢藩前砲隊司令官相勤居候者、當時は非職東京に御座候故、右御用之爲被差遣候儀なれば、内務省之判任出仕位に被命候て被差遣候方可然歟

御呼寄人員は、士卒中同隊に組込有之候もの、規律に習馴仕居候に付、都合可宜と奉存候

又其人員は直に東京へ御呼寄なれば、百人と御取極可然奉存候へ共、若神奈川縣に當今相勤居候邏卒の中より差向幾人にても東京へ御呼寄なれば、其代之者同時に和歌山より前之百人外に一同御呼寄之方都合可宜候

士卒東京へ廻送は、驛遞寮へ御打合、郵便會社之蒸汽船、和歌山へ立寄爲乗組候方可宜乎、右之次第、過刻は匆卒にて充分不申上様奉存候に付、爲念相認申上置候に付、多田彌吉御呼出夫々御下命可被下候、尙又同人隨分御用にも可相立人物と見受候に付、内務にて御召遣被成候とも決而御不都合有之間布、尤此儀は内務省之御都合且當人之志向如何可有之乎は不奉存候、拜具

一月十九日

博文

利通殿

書翰

行政組織刷新に關し大久保に送りし書翰

明治六年、征韓論の爲め政府内分裂したる後、行政刷新に付き意見を陳べたるもの。

昨夕御教諭之趣は逐一岩相公に申上置候今日は閣下は勿論御出應可有之儀と奉存候就而は過日略御噂御座候將來御改正之箇條中各省大少輔を廢するは實に最良之御趣向にて、今日之勢に乘じ速に御處置有之可然乎と奉存候、兎角艱難之際に無之而は人情姑息に墜り候弊往々相見候様奉存候、大少輔被廢候に付而は、各省一等寮は不殘只今之二等に御引下げ、卿を除之外勅任官は不用と奉存候、乍去海陸將校は勿論文官と同日に論ず可き者に無之候間、是は依舊御据置可然奉存候、各省中外務省丈けは外國使臣之接遇一日も難缺候に付、壹人輔官を御指置可然乎と奉存候、此他は惣て無用に可有之、昨夕寺島談話中にも各省は大亟位之地位以下之處にて事務は可相辨との趣略相論居申候、是論閣下過日御話之趣旨と符合仕候様奉存候、各參諸公辭表之儀に付昨日岩相公より御尋御座候へ共、私彼是可申上儀とも不奉存候に付默止罷在候處、是は萬々跡にて御後悔無之御處置第一に可有之、此等之事固より閣下之御考察も可有之儀に付不及敢贅言候
前章悉皆平生之御知遇に甘じ申上候儀に付不惡御取捨奉願上候、每件私強而主張する譯には無

之過日之御話より尙一考仕候處を申上試候、誠惶頓首

廿五日

博文

保公

極密啓

西郷老將今日政綱之紊亂を御憂憤有之候儀も全く政府之姑息より生じ候に可有之殊更に廟堂御注目無之而は不相叶事に奉存候

司法省と警視廳との事務交渉並に廳舎建築地に關し大久保内務卿に送りし書翰

尊書拜讀仕候、川路面晤、委細承知仕候に付、司法卿へ商議仕候處、兼て同省より正院へ伺出候書面、縣廳へ引渡候様御指令有之儀に付、司法省より酒田縣へ引渡候様警視廳へ可相達之儀に

書翰

四七

付、其段司法卿同席にて川路へ申達置、跡にて司法より書面を以警視廳へ可相達筈に取計申候、尤も護送等之儀は、司法にて一切無關係のつもりと申事に付、警視之都合次第に仕可然奉存候、且縣地において裁判席へ警視の内より立合等之儀も示談有之候へ共、是は正院よりも司法よりも及指定兼候儀と奉存候に付、同人より伺出候へば、内務卿之御都合を以可然御指圖可被下候

拜具

八日

外に警視廳地處之儀、段々今朝來評議仕見候へども、裁判處を博覽場跡へ引移可申儀も、司法省にて充分得意に無之趣、又適宜之代地も無之、旁川路へ相尋見候處、測量司並に右に接續の工部省持地處受取候へば、現時の廳地は司法へ可及返却との事に付、至極好都合と奉存候に付、右地處は内務省へ相尋見候様川路へ申傳置候、司法より催促之儀は暫時見合相成居候様同卿へ頼置候

博文

利通殿

拜復

大阪會議の際大久保參議に送りし書翰

第一信

明六日午後少々得拜晤度木戸一同參上可仕候間御内居奉願度候態々馳一書申候、匆匆頓首再拜
二月五日 夜

博文

甲東先生 玉案下

第二信

昨夜呈一封今午後御在宿被下候様相願置罷出候處行違ひ今朝より遠方へ御越相成候趣にて御歸宿の程も相分兼候に付直に歸阪御待可申上候爲差御用向無御座候へば明午前までに得拜青度奉存候間御歸阪被下候様奉願候、過日來之行懸りに付今一應御考案相窺置度不日に西京に罷越候に付ては可成速に萬事取極置度奉存候千萬乍御苦勞御歸阪奉待入候、爲其匆匆頓首再拜
乍失敬稅所君へ宣布御致聲願上候。

二月六日

書翰

木戸 孝允
伊藤 博文

大久保利通様

至急

第三 信

御歸阪相成候得ば乍御手敷一寸爲御知被下候様奉願候早速木戸同伴參謁可仕候尤遠方御旅行御
疲も可有之候得共不苦儀に御座候へば可成急に御熟談申上置候方可然相濟次第一應出京之運に可
仕候、爲其勿々頓首再拜

二月 八日

博文

甲東先生

御直披

第四 信

朶雲拜誦唯今御歸阪爲御知被下奉鳴謝候此晚木戸方へ申遣置明早朝同伴貴宿へ御尋可申上候時

刻は大概九字頃に可罷出候此段御答勿々拜復

二月 八日 夜

博文生

甲東先生

玉案下

侍補の職名に關し大久保利通に送りし書翰

明治八年、宮中に侍補を置かるゝに當り、職名詮衡に就き、公が法制局長官として大久保參議に與へし書。

君側官制變革之儀に付過日御内談之末篤と熟考仕候處、侍傳之文字名實難相適外見甚不都合に
は有之間布歟と奉存候、傳之字由來司官太傳少傳より出來、古之三三公三綱、今之三大臣に相當
居り、高崎之説に唐制之侍中を被置候而は如何と申事も御座候へ共、是も全く宰相と申べき地位
にて、名其實に過ぎ候様覺え申候

反覆討議之末、侍補と申文字新に用候而は如何乎と奉存候、古典此名を用候事は無御座候へ共

字義と職掌とは頗相當仕候歟と奉存候

今之侍官は人掌常侍規諫拾遺補闕と有之意に相適可申候に付右之大意を以、元田高崎へも遂示談候處爲差意見も無之、此餘は御人撰に因て得失有之候迄之事と申位に御座候故、一應供尊覽置候間、尙御熟慮被下候而、明日にても御決議相成候様奉希望候、書外明朝宮中にて可得拜晤、爲其勿々頓首再拜

八月十六日

博文拜

大久保參議殿

親展

雲揚艦事件に就き黒田清隆全權大使として朝鮮に往か

んとせし際輸送事務に關し大久保に送りし書翰

黒田電報一覽仕候處、神戸にて石炭積込不充分之趣にて、運漕船別に差出吳候様との趣に御座

候へ共、末文に情實書翰にて差出したりと有之候に付、右書翰相達候上、船は出帆爲致可然事と奉存候、空船にて對州まで差遣候而も無益に付、いづれ書翰にて石炭積込等之事も可申來儀と被推察申候、前島面會之上は、船之用意丈け相談仕置き可申候、尤明日は延邊館一條にて正院は休暇之筈と奉存候に付、前島拙宅へ罷越候様御命被下間布候哉、尤明朝同人正院へ罷出候上、宿直之者より申聞之手筈に御命置被下候而可然儀と奉存候

御病氣、精々御加養可被成候、此雪天に御座候故、殊更御注意有之度存じ候、勿々拜復

一月十一日

博文

大久保殿

私は今曉六時頃より遊獵に出掛け、黄昏に罷歸申候、昨來の雪にて終日半身は雪中に埋り居隨分困窮仕候

遣韓運送船に關する事項並外國人新聞發行事件に就き
大久保參議に送りし書翰

今朝前島來訪に付運漕船之儀相談仕候處、時日遷延しては黒田對州解纜後着船可致様相成、不都合と奉存候に付、事情詳に相分り不申候へ共、兎も角石炭を差送候儀緊要と相考、神戸滞在の船に同港にて石炭買入積込候手數迄相濟候處、過刻別紙之通取計置候趣同人より申越候に付入貴覽申候、石炭代價船賃等は追而計算之筈に仕置申候、右にて惣體不都合は無御座候や、爲念相窺置度候

元老院雇之外國人ブラックなる者、此節無許可にて日字新聞發兌候に付甚不都合に奉存候、早速尾崎へ一兩日前申聞候處、已に内務省にても氣着居候事に付、直に着手差止め可申との事に御座候處、今日警視廳官員澤某同行延遠館へ罷越容易に着手候て跡にて政府御動議有之候時は同廳甚迷惑可仕事に候處、充分熟議之上御下命相成候儀歟と申事に付、無論動議無之事に候へ共、着手之順序を誤る時は不都合に付、明日正院へ出頭、尙遂細議上に手順相立置可申に付き同人に參官の趣申聞置候

閣下御病氣に御座候へば、天氣之模様に寄り自然御出頭相成候へば大に好都合と奉存候、爲念此段申添候、爲其勿々拜具

一月十二日夜

博文

大久保 盟 臺

河野元老院幹事出張の件並警視廳と東京府との事務分掌に關し大久保參議に送りし書翰

河野幹事出張之儀に付昨夕御相談申上置候末、巖大臣へ書面にて申上置、今日參朝細々に言上候て、兩大臣より司法卿へ御直々御談示相成候處、隨行なれば意存無之趣に返答有之候由に御座候處、等しく一等官にて隨行と申は不都合、且兩人に於ても或は不承知不申儀も難圖に付、同行賛輔位にては如何に有之歟と申上試候へ共、何れ今夕條公先生へ御面會に相成候前約有之候に付、其節御相談相成べくと御沙汰に付其儘に仕置候處、終に如何御決定相成候哉、出發も餘日無之事に付相窺申候

本日川路大警視へ面晤候處、過日御發表規則に付、東京府と實際事務引分け方協議行届兼候趣兎角不折合にて甚だ不都合之儀に御座候へ共致方無之、右實際分界方内務省へ伺出同省より正院

に上申相成候へば、正院にて分明に可致指令と申聞置候、右にて御意存無御座候へば早速其手順に爲仕可申候

別紙書帖は關口隆吉より差越入貴覽申候、横山俊彦一條に付而は、同人より頗上品なる書通、今更汗顔慚愧之至に御座候へ共致方無之、必竟知人の鑒識無之より生じ候事に付、關口に先だち私罪を待つ外有之間布、不都合至極恐入候次第に御座候、餘は讓拜青、匆々頓首再拜

十一月十一日

伊藤生

大久保殿

文久二年長井雅樂左遷に關し時山直八山縣狂介兩氏に送

りし書(時山直八は松下村塾出身、馬關防備の築造者、會津征伐當時の參謀)

文久二年伊藤公江戸にあり、京都の同志に當時の状況を報告せしもの、其の中に老姦極賊とあるは長井雅樂を指す。

老兄御歸後、江城の風光別段相變り候事も御座なく候へども、彼の老姦極賊、過る十一日終に

左遷せられ、天下萬民の爲め賀すべき事に候、最も右に付、君上より仰せ立てられ、極賊在勤にては人心不服、加之建白の主義相立ざる事に付、若し左遷の策行はれざれば、御周旋もなき以前と申位に仰立てられ候へとも相調ひ申さずと關宿より御返答相成候處、彼の老姦役宅にて米夷應接いたし、其節他の閣老申合せ、即座に一決致し、終に右の策に相決し申候由、追て旗下の士、其外幕吏人材の御選舉も、内々仰立てられ候由にも竊かに相伺ひ居候處、此事は確と取留め不申ゆる、他言御無用に下さるべく候、只今の都合に御座候へば當地の模様は随分面白參り申べくの處、只々關西の風景如何とのみ焦心勞思の事に御座候、追て京都より罷下り候人も之あり、間々事情承り候へ共、是以て事實相分り兼、それとても直に駈出し候譯にも參り申さず、尙又世嗣君様、昨日御登輿濟、京都へ御立寄り之ある由、大に妙と奉存候、佐々木男也君も今日俄に一決いたし、上京論に相成り、只今より發足あり、書外幸使に付し申すべく候、幸便も候はば關西の風光御申越し被下度、申上るも疎かに候へども報國の御忠勤肝要に奉存候也、

舜拜具

時山老兄

山縣老兄

書翰

(參考)

華翰拜讀致し候陳ば今回故伊藤公の著作全集御刊行の御企畫にて同公爵の執筆に係る扁額其他書類御懇望之趣御申越に御座候處右は去歲大震火災之際五番町邸類焼と共に燒失致し甚遺憾至極に存居る次第にて手許に無之候右御了承を得度御回答迄如此に座候勿々敬具

十二月十三日

山縣伊三郎

伊藤公全集刊行會御中

明治二十九年八月辭職の際黒田伯に送りし書翰

一昨日は長時間の會議終に不能得良結果、遺憾之至に候得共、事情不得止次第に付、其席にて明言仕置候如く、昨朝辭表捧呈之爲參朝拜謁の上、過日來之顛末及奏聞速に御允許を奉仰置退出仕候處、昨夜田中宮内次官より以書面辭職之不得止儀御聽許可被爲在、就ては閣下臨時總理大臣

被爲仰付候筈にて御内意被仰傳候處御承諾相成候段通知有之、大に安心仕候、實に御苦勞之儀萬々拜察仕候得共此際小生に於ても不可如何共心事御諒察之上爲國家御盡力之程偏に懇願之至に存候、尙又小生は多分今夕大磯へ出懸可申之處其前一應參上萬謝可申入筈に候得共、却て御邪魔と存じ候て差控其中此時機經過後緩々得拜鳳御禮可申上候勿々頓首

八月二十九日

博文

黒田伯閣下

井上毅推薦内奏に關し徳大寺侍從長に送りし書翰

明治二十一年、憲法起草終り、井上毅を樞密顧問官に推薦せんとして内奏を囑せしもの。

肅啓時下炎威如燬、兩賢臺愈御清榮御忠勤敬賀至極に候

陳者一事煩尊聽仰御高配度、井上毅事近日以病氣辭表捧呈之趣、昨日接細報、當路素より至當之御評議可有之職外餘計之汚喙を容候事萬恐懼之至に候得共、至情不得止愚衷及陳述候間不惡御汲

察可被下候、同人は如御熟知忠實無二の人物にて、殊に國家有用之學識を有し、明治八年以來岩倉、大久保二老之親任を受し而已ならず、樞機之事務殆無不與、十有餘年間軍國之大計に關する機密之文案十中七八、同人の起草に有之、二老薨去後博文其遺圖を繼ぎ纔得守其職候も同人の助力を受候事蹟不可枚擧と存候、就中立憲組織之計畫及憲章立案の重事、字々句句其满腔熱血を濺ぎ候と申而も過言には無之候、同人之功績は勿論既に

聖鑑に明瞭なる事に有之候故、喋々申上候に不及候得共、此際進退之御處分可被爲在に付而は、萬一之御參考に願上候儀は、仰願くば樞府の顧問或は宮中顧問を以貴族院勅撰議員兼任に御採用相成置候得ば、將來尙御用立可申と奉存候、是等之事閣臣に御諮詢被爲在候儀にて、職外之小臣越分之迷言に候得共、同人身上に付而は小臣關係不一候故、愚衷難默止爲めに兩賢臺閣下迄呈一書候間、便宜御執奏願上度候、早々頓首

七月十七日

博文

徳大寺侍從長殿
元田樞密顧問殿

日露開戦の際伊藤公大廟に参拜して桂首相に送りし書翰

昨日は辱光臨、匆々離別、言不盡意、此際特察繁劇、萬事爲君國御注意無遺漏、小生神廟参拜を終り、直に歸京可得拜晤、別紙の一詩は、小子满腔熱血所濺也、車中執筆不如意、乞諒恕
十三日夕六時

博文

桂首相侍曹

心誓

臣是忠狂世勿疑、奉君孜孜無不爲、虛心只願神明鑒、披瀝赤誠豈敢欺
甲辰二月十三日、將謁神廟、車中賦寄元勳諸公及内閣各大臣、敢乞諒察

博文

明治四十二年滿洲旅行前桂總理大臣に送りし

書翰

書翰

貴翰拜誦仕候、如貴諭一昨夕は伺候長談中舊痾卒發、意外之御配慮奉懸、恐縮之至に不堪、乍去於小子は他處に於て偶然發病仕候事、時不容易面倒惹起仕候事不容疑、御迷惑相懸候事は萬々恐懼之至に候得共、小子に在ては無此上仕合と奉存候、候爵令夫人へも其中參堂謝罪可仕候得共、不取敢閣下より宣布御傳言可被下候、末松娘へは昨日詳細申聞置候、唯今尙亦兒玉來訪に付委詳同人へ及依頼置候間御聞取可被下候、井上勝之助も今朝來訪愈千代子相續之事に内定之趣に候得共、末子病氣之爲完結と申事には無之、世外翁夫婦勝之助間は相纏り候由に有之候

旅行之事外相と御相談被下、異存無之趣奉萬謝候、小子本日午後可成歸磯仕度候、一兩日中出京外相可得拜晤候間、同相へ御傳可被下候、尙亦閣下或は外相其中英大使御面晤相成、英政府之意向御聞取相成度候、書外は讓拜光勿々奉復

十月十一日

博文

桂首相閣下

政友會内閣組織に就き井上伯に送りし書翰

明治三十三年八月二十五日、公政友會を組織するや、豫て辭意ありし山縣首相は、九月二十日、辭職の内意を奏上し、井上伯の斡旋を以て公の出處を憚慮した、勅旨亦井上伯を通じて公を立たしむるに在りしが公は準備未だ成らざるの故を以て之を固辭した、然るに九月二十六日、山縣首相正式に辭表を奉呈したるを以て、詔命の公に降ること再三再四、公遂に辭するを得ずして内閣の組織に着手し、井上伯を以て藏相に擬せしに、政友會創立委員の一人たる渡邊國武子之に不満を懷き、政友會を罵倒して脱會を仄かし、政友會は創立早々大醜態を暴露し、内閣組織の企圖さへ齟齬に歸せんとした。是に於て、井上、金子、田中、岩倉等の斡旋となり、渡邊子の藏相候補者確定、心機一轉となり、事落着を告げた。當時之に關して公より井上伯に送つたものである。

尊翰拜讀、如貴諭渡邊一件に付而は、田中之處分意外之事に而、一旦は實に當惑仕候、現に小生へ内閣組織被命居候事乍承知、如斯不都合至極之取計は、三尺の童と雖易解事を一言之相談にも不及、其上先以其命を渡邊へ傳達し、其上に而御互兩人へ傳達する仕組杯に至ては、順序顛倒も甚敷と存候、幸に小生は之を拒絶し、始より御互には傳達之事無之ものと爲致候へ共、實に危険至極の次第に有之候。政友會中にも物議紛々、之に對する憤慨は異口同音に起り候趣、一面に考察すれば尤之事に候得共、此論をして蜂起せしむるときは、醜態を益露發し、結極内閣組織處には無之と存候故、罪を小生一身に歸し其統御の不行届に對し會員等寛恕するや否と云を以て當

り候事に申合置候、何分細縷之事情、曲折不一、筆紙に難盡候故、今朝金子男爵を又々差出候事に致置候間、御聞取願上候。

朝鮮事件も相片付候趣山縣より昨日報來、病氣さへなければ最早御辭退可申上口實も殆無之に際し、政友會之事情如斯、泣くにも泣かれぬ有様、獨り大歎息に不堪候、彼等一人も國家の安危得喪より見を起すものなく、何れも一身上より名榮とか、汚辱とか、勝手の名稱を以各好地位を得んと内心に希望し、表面根據のなき理窟を故らに造爲するに過ぎず、而して又一人も憂國の至誠より國政の經畫手段等を胸中に案出するものあるを不見、唯他人に依頼して榮達利祿を貪るに過ぎず、如斯連中を相手として國家非常の際に、重責にら膺んとする自箇の愚忠は、天憐を仰ぐの外無之と悲憤に不堪候、巨細は拜晤ならでは到底難盡勿々拜復。

十月十三日

博文

世外大伯閣下

再伸、昨日は好物之兩品御惠贈不堪萬謝又本多を今朝迄留置候は、段々申合之事有之急に御返事難申上爲に有之候、不惡諒察是祈

明治三十三年十月、伊藤侯内閣組織の天命を拜し、井上伯を以て大藏大臣に内定せらるゝや、渡邊國武子己れが希望に反するを以て、大に不平を鳴して伊藤公に反抗したり、依て岩倉侍從職幹事等に渡邊子を其私邸に訪ひて説諭しければ、彼は終に心機一轉の奇劇を演じたり、此書翰は即ち當時伊藤公より井上伯に送られたるものなり、今之を一讀するに、伊藤井上岩倉渡邊の四氏は已に黃泉の客となり、最早此世の人にあらず。當年の内閣組織の困難も昔日の夢となり轉た懷舊の情に堪へざるものあり、聊か當時の情況を略記して學友小池靖一氏の請求に應ず。

大正八年五月二十三日

溪水金子堅太郎識

國民協會改進黨握手に關し西郷内務大臣宛書翰

唯今は辱光臨鳴謝不曾候。國民協會改進黨と連衡及品川子爵が國民協會に向て日本協會を幫助せよとの意味は條約改正を破壊することに盡力せよとの意味を含蓄するが如くに相見へ候、探偵書果して事實なるや否は可成今日中御探聞奉願度候、此事は實に重大事件と被存候。早々頓首、

十一月念八

博文

西郷大臣閣下

書翰

内閣改造に就き西郷海軍大臣に送りし書翰

拜啓目下軍國之都合及前途戦後之大計上此際樞密院議長補闕相成隨而其後任等之都合も可有之候故、此際黒田伯を樞密院議長に被仰付、渡邊大藏大臣を遞信大臣に被仰付、松方伯を大藏大臣に被任候事、先般來密々經畫仕候處、既に遂内奏蒙御裁可候に付早速に當地に呼出可申候間此段御承知可被下候、爲其、早々頓首

三月八日

西郷海軍大臣殿

博文

日清戦争中西郷陸海軍大臣に送りし書翰

第一信

明治二十七年十一月六日、東京駐米國公使ダンより、本國大統領の訓令を受け、日清戦争を此儘に放置し、日本の進撃を制する道なきときは、歐洲諸國は日本に不利なる態度を取るに至るやも計られざれば、米國は東洋平和の爲めに仲

裁の勞を取らんとす、日本政府は果して應諾するやと照會し來つた。當時總理大臣たりし公は、外相陸奥と協議し、之が回答案を作成し、東京より、大本營露下の西郷海相に囑して執奏を請うた。此書翰がそれである。

歸京前大略及御談話置候米國大統領より日清兩國間の調停之勞を執らんとの勸告に付、其後回答及遷延置候處、大統領より東京駐米公使へ直接に電訓相達、速に我政府の回答を聞き可及回電旨催促有之候趣に付、此上難及延引、則別紙之通回答案起草今晚最終汽車にて井上勝之助に爲致携帶差出候間、御一讀の上即刻御奏聞相成

陛下之叡慮御伺被下度候、本大臣外務大臣と協議の上、右回答案萬不都合無之と致決定候に付、此段御合至急御取計被下、於

聖慮御意見不被爲在儀に候得ば、其旨直に井上勝之助へ御申聞相成候後は、同人より即時電報に而及通知次第米公使へ可及回答等に有之候、爲其、早々再拜

十一月十五日

博文

西郷陸海大臣殿

再伸上奏之際は、別に以公式御上奏には不及、電信回答之事に付、口上にて御奏聞相成、右回

書翰

六七

答案に而宣布との御沙汰に候得ば、其旨井上へ御申聞に而事足申候

第二信

明治二十七年十二月二十日、北京駐劄米國公使デンビーより東京駐劄同國公使ダンに電照あり、清國政府は日清講和使節として張蔭桓、邵友濂の二人を派遣するに決したから、日本も同様に使節を命じ、便宜の談判地を指定するやう建議されたと言ひ來つた、是に於て、我は之に對應する處置を定め、ダンに回答した。左の書翰は、當時東京に在つた公が、廣島大本營の藤下に在る海軍大臣西郷從道に執奏を依頼したものである。

過日來之引續に依り、尙亦米國公使を通じ清國政府より全權派遣之儀、別紙之通照會し來り候に付、回答案起草、仰勅裁候爲、鮫島秘書官に爲致携帶届出候間、至急に御伺定被下度候
會同場所を廣島と申候事に付、或は御不承知歟と奉存候得共、事實は宮島位へ來着之上取極候事は容易に付、先づ廣島と御取極の外無之、末文休戰云々之事は、可成休戰を實行せざる心算に有之候得ば、此事は初頭より蹶り付け候譯に不參候故、會同之上に許否を決することに致置候、要するに此談判は行懸り上不得止候得共、一段破談と相成候事萬無疑儀は豫而御内話申置候通りに候得共、引受候事は不可避儀に有之候、尙愈使節來朝と相成候へば、本官廣島出張詳細之儀可奏聞覺悟に有之候、いづれにしても一月末にあらざれば北京より來ることは出來間布と存候、書

外は鮫島江申含置候間、御聞取可被下候、爲其勿々頓首

十二月二十三日

博文

西郷大臣殿

第三信

明治二十八年三月十九日、日清戰爭の局を結ぶべき彼我講和全權委員たる李鴻章と公等とは殆んど同時に馬關に到着し、茲に愈々正式の會同が開始された。左の書翰は即ち公が現場より廣島大本營なる海軍大將西郷從道に宛て交渉經過の奏聞を依頼したものである。

謹啓

聖上陛下益々御昭穆被爲涉、恭祝之至に奉存候、尙又各位閣下にも軍國の機務御執掌、不相變御健全之御事と遙賀仕候、小子過十九日午前八時頃馬關入港と前後に李鴻章一行も致到着候に付、翌二十日午後三時を期し上陸、全權委任狀交換之事を及照會候處、如約上陸面會、正式の互査交換相濟候上、彼より一通の覺書を提出し、時日を限り休戰を請求せしに依り、其翌二十一日午後二時三十分を期し、面會之上可及回答旨相約置、我より覺書を以休戰條件として、天津、太沽、

書翰

六九

山海關之三ヶ所之占領及其砲臺兵器彈藥之引渡且天津山海關間之鐵道を我軍務官の支配に屬すべきことを以て相答たる所、頗愕然の様子にて、到底實行困難なりとの事情を繰返し致陳述、何歟之に代ゆる條件は有之間布乎と再三申立候得共、休戦の條件としては軍事上の便宜を謀る之外無之候に付、他に便法無之段申聞候處、右條件は到底難引受との事に付、然れば戦争を繼續しつゝ、談判するの外無之、乍去談判中再び休戦論を提出せざる旨確答を書面に而可申出旨申聞候處、一兩日間致猶豫吳候様請求せしに依り、任其意考案之時間を許與致置候、多分今明日中には確答可有之事と信居候得共無論右條件は承諾し能はざること、察するの外無之候、我に於ては休戦を可成相避け候方得策と存候故、不承諾に而も不苦事に有之候、今日迄の大略及密報候間、御奏聞被下度候、爲其早々頓首

三月二十三日

西郷大將殿

博文

第三次組閣に際し海軍大臣の人選に付西郷侯の意見を求

むる書翰

時下寒風凜烈年亦將暮老閣台候萬福頌祝之至也、陳者今回諸公桂冠之故を以、黒田樞相衝震勅大磯草庭に來臨、急速上京せよとの事に付き不取敢勿々參内拜謁仕候處國務一日も非可曠廢を以首相之大任を負擔、速に内閣を組織し宸襟を安んぜよとの懇々之詔諭を蒙り、恐懼不能措候得共、突然たる嚴命即時不能奉答、退而熟慮可仕段申上置退出仕、爾來竊に數輩と熟談を試み候得共、所見容易に歸一すべきにあらず、然るに内外の情勢を熟察すれば内に在ては人心紛亂、外は極東全體危急の秋に臨み終局端倪すべからざるものあり、當此時小子孤忠以て大厦を支持す固より所不能なり、蓋維新以來星霜三十年干茲、小生與諸公共に上至尊の聖謨を奉體し、下三條岩倉木戸大久保諸先輩の遺志を繼紹し、國家の安全を圖り、至尊の宸慮を奉安慰事を期したるは諸公の諒察せらるゝ所なるを信じて不疑、然るに昨年賜歸休以來は諸公の孜孜御盡誠に屬望仕居候外餘念無之候處、豈圖此節之悲況に陥り候事驚愕不啻候、而して率如銜命後圖實に非可克、就中海陸軍務の如きに至りては、萬一人撰其當を失せば、目下危急の情勢に於て尤容易ならざるものあり、是小子が老閣を煩す所以なり、茲に特に桂子爵を派し高見を窺はしめ、且愚見をも陳述せし

むる所以なり、詳細は子爵の口頭に譲る、願くば爲國家爲皇室御熟慮あらん事を希望して不止也、頓首再拜

十二月卅一日

過日は態々遠方に煩尊來鳴謝之至奉存候小生も昨夜横濱一泊同朝歸京

博文

西郷侯閣下

明治十年自得翁病死弔問並に内閣木戸顧問薨去に關し陸奥元老院幹事に送りし書翰

奉肅啓候、時下倍御安康奉恭賀候、過般御來坂被下候節は繁忙中にて匆匆拜別、遺憾不少奉存候陳ば此程承候へば、

尊大人自得翁御遠行之趣御愁傷之程不堪拜察候、兼々御病氣之事と拜承不仕甚御無音に打過今更慚愧至極不惡御海容可被下候、當地にても木戸去月來肝臟並に胃の腑病にて難澁罷在、種々療養

仕候へ共終に今朝六時半死去來二十九日埋葬可仕筈に御座候、兼而御懇親の儀御同様遺憾不少奉存候、殊に小生は積年之恩誼も有之、爲公私不堪悲嘆候

西南賊氣も未全殄滅、追々暑氣に向ひ軍人之艱苦思ひやられ申候、昨今之處戰爭之模様は續々官軍勝利之趣、先御同慶に奉存候、京攝事情は中島兄歸京に付御聞取と奉存候、不贅、龜茶乍些少

自得翁御靈前に献呈仕度御領收被下度餘は讓後鴻、乍序御滿堂様へ宜布御鶴聲奉願上候

匆匆頓首再拜

五月念六

博文

士峰賢兄

日清戰爭中山縣大將に列國の形勢及清國使節來朝等説明に就き陸奥外相に送りし書翰

山縣大將御面會之上は諸中立國之對我之形勢より支那使節近日來朝折衝經畫之大略及朝鮮井上公使要求之條件等逐一同大將へ御隨意に御談合可被下候。小生參會可仕覺悟に候處無據來客有之、且は老兄より無腹藏御陳述相成候方可然と存候に付今晚は參上不仕候に付萬事宜布御依頼申候也

一月十五日

博文

外相閣下

日清講和條約調印に關し陸奧外相に送りし書翰

密電御示敬謝、廿日内批准交換之事は彼も理由を附して奏電するを見れば、可成實行を試むるものと被察候、本日約文互照の事に付時を定め置かざりし故、榎原を遣し午後何時に來るかを御確め可被下候尤羅伍兩人來る筈に申居候、場所は小生方に參ると申居候へ共不便に付矢張應接場可然歟と存じ候間、中田覺眠後御申付先方へも爲知置候方可然、出席は此方より伊東、中田、榎

原三人を遣しては如何、尤多數の書類に付若し意見喰違ひ等有之ては不都合なれば、小生も立會候ても可なり、去乍先方も書記官之事に付此方も右三人にて可然歟、小生立會候事中田の意見にて可然とことなれば、椅子等を用意し小生寓に取極度候、いづれ共都合克方に仕度候間再應御示可被下候、爲其勿々頓首

四月十六日

博文

外相閣下

輔弼の大義を説て土方宮相に答へし書翰

明治廿四年の春、山縣首相辭意固く、西郷、松方二老を後繼に擬したが、いづれも應諾の模様なく政界は一時不安となつた。是に於て明治天皇は土方宮相を遣はし時の貴族院議長伊藤公に何分の斡旋を御下命になつた。當時公は夫人及次女朝子を伴ひ神戸諏訪山の別荘に在つたので、宮相は聖旨を奉じ四月十八日の夜別荘に公を訪ひ懇談夜半に及んで歸京を勧め、西郷盤の旅館に返答を待つた。此の時公が翌十九日書翰を以つて宮相に答へたものである。

昨夜は長談、御疲勞中御安眠を妨げ、恐懼の至奉存候、却説歸京の聖勅に對し熟考仕候處、何

書翰

七五

分斯の如く事態不容易の際、閩外閑職の身を以て閑臣進退に關する樞要機密の御下問を蒙り、所見を奏問すること、甚だ穩かならざる様愚考仕候、一旦現職總理大臣より奏問を遂げ候上、内閣將來の政策相談有之候事に相成候はゞ、稍其當を得候ものに可有之か、歸京は飄遊の身に於て輕き事毛髮の如くに有之候得共、現に總理辭職の事實は世上に喧傳し、爾來旬餘各位未だ決する所あらず、堂々たる政府遂に爲す所を知らずして、陛下は局外の小臣を徵せられ、歴々大官に謀議せずして却て樞機外の者に輔弼の進退を御諮詢相成候事、大憲の大義に於ても如何可有之か、萬一祖宗に對し天下後世に對しても聖徳を煩はす様の事寸毫有之候ては、小臣赤心に於ても甚だ不安事と奉存候、此段御再考を仰度、艸々頓首再拜

四月十九日

博文

宮内大臣殿

豫算及び夏島俗化に關する田中内閣書記官長に送りし書翰

御手簡拜讀、二十一年度豫算取調に付而は新雇外國人之俸給旅費壹萬貳千圓計之増額申立置度候間御加入可被下候他には即今心付候儀も無之候

昨日は黒田吉井兩伯仙窟へ來訪有之、今日は又谷大臣之叩願、彼是相考候へば居所而已之仙場にて、居住する者は非仙、次第に還俗之心持に相成困入たる者と思案中に御座候

明後々廿八日迄には一應歸京可仕候其節萬可得拜晤候勿々拜復

六月廿五日

蓬來島主

青山詞伯

明治二十年夏島より轉地の際田中内閣書記官長に送りし書翰

今晚より富岡へ外務大臣同伴兩三日海水浴に出懸け申候間、緊要之事差起候へば同處へ急使を以爲御知可被下候、富岡行之事は、聖上へ願上御聞届之上に有之候故是亦御含置可被下候

函根邊へ參候事は一應歸京の上に可仕哉又は彼地より直に飛出し可申哉、其節爲御知可申に

書翰

七七

付、其機に臨み巖谷へ御命被下度候。

此度陸軍大臣より上奏之檢閲條例士官進級條例改正論に付ては、參謀本部之上官邊頗異論有之
三浦堀江等外援之風聞も有之、又一方には桂其外大威張にて雙方犄角之勢を張り、茲を詮度と氣
張候模様には被聞候に付、知らぬ顔にて少々御探索可被下候、必竟此議論には餘波の影響する所如
何と苦慮することに御座候、何分近來多少黨派之形情有之候は頗憂慮に不堪事に御座候、此事他
へは御秘置被下度候、爲其勿々頓首

七月十七日

春 畝

田中賢臺

明治二十九年九月第二次總理大臣辭職御聽許の際田中宮内 次官に送りし書翰

惠函薫讀仕候、如貴說宿願被爲聞食候事は大勳位の蒙賞典候よりも尙一層聖恩に感泣仕候事に

候、小子心中憂慮國家候事は在官途と否とに於て毫髪も差異無之候得共、人情負端揆之重責候と
今日とは眠食の安舒同日の心地に無之候、含雪歸京後圖經營苦慮之事は不堪諒察候、園田安賢進
退の事に付御考案御示被下鳴謝仕候、如貴說にて可然と存候間御高配願上置候、宮内大臣へ別に
呈書不仕候間老閣より宣布御鶴聲被下度候、早々頓首

九月二日

博文

田中宮内次官殿

明治三十一年九月日韓兩國の間に成立したる京釜鐵道合同 條約に基づき我に於て同鐵道を敷設することゝなれるとき 皇室の株式御所有に關し田中宮相に送りし書翰

京釜鐵道株宮内省に於ても御所有相成度との情願は既に御承知之事と存候處、昨夜岡部長職面
會之節内話有之閣下へ申入もらひ度と申事は、第一右鐵道株御所有相成事と御決定に候得ば千株

貳千株位之事なれば寧ろ御止め相成度少く共五千株可成一萬株に相願度右不被行候得は精神的之御獎勵に御止め相成可然と云にあり、精神的とは其社長たる澁澤榮一御呼出之上、株券御所有之事は宮内省に於て御都合有之難相叶候得共、右事業は爲國家必要之事にて精々盡力可致と申事に御申傳相成度と云にあり、

右岡部子爵の閣下へ申入吳候様との依頼に有之候

別紙岡部之書翰併而供貴覽候、爲其早々頓首

三月六日

博文

宮内大臣殿

樞機に關する所見に付き田中宮相に送りし書翰

明治三十一年十月末、憲政黨内閣倒れ、十一月八日、山縣内閣成り、同年十二月、手翰を宮内大臣田中光顯に送つて樞機に關する所懷を述べたものである。

過日出京の際には不得拜晤之機、遺憾之至に候、小子目下の心事は、在京中兩回の演説に盡し

置候故、一覽被下候事と奉存候、兩三日中より關西地方へ再遊可仕に付、暫時は御面會の期無之心附之儘一書相認呈左右置候間、御讀可被下候、現内閣諸先生に對し候ては、滿腹の誠心を表し置候故、此上不足を被申掛候謂れは有之間布と存候、實に目下は不容易大切の時機にも不拘、紛争の種蒔而已に狂奔する隈伯の心事は諒察するに困み候事に候、今の連中には己の過失は總て棚に揚げて人の過失のみ摘發するに汲々たるは小子が所不解に候、是も一定の見識ありて、眞逆の時には國家を背負て立派に遣る胸中成竹あらば格別の事に候得共、平素には深慮熟籌する所もなく、投機的に事に遭遇せば何にか成るべし位の考にて、私利只是争の徒而已には驚入たる事に候如斯の形勢にして萬一も今の内閣失敗するが如きあらば、到底如何なる内閣が出来候ても數月を不出して同一の運命に出會するは必然に存候故、乍恐 聖上陛下にも篤く宸衷に於て御熟慮不被爲在ては如何共難致に至らんことを懼れ申候、萬々無之事に候得共、前條の場合に御下問を蒙り候共、到底微力の所及に無之と日夜苦心に不堪候、過日拜謁の際にも、大略右様の儀は及奏上置候得共、尙老臺へ御含迄に前願仕置候間、御聞置可被下候

皇太子殿下御婚儀之事も頗關心頭候間、可成速に御聞合可然人體御見立肝要と奉存候、二位局常給の金額にては、何分相足り不申趣傳聞、甚氣の毒に存居候間、年額一萬金も御増加之儀御取

計相成度候、萬一規則とか何とかにて難被行事情も有之候得ば、聖上又は皇后兩陛下の間にて御手許より下賜相成ても不苦と存候、實際骨肉の國母には相違無之、天稟の御孝心、上にも御垂憐有之可然事と奉存候、心附の儘申上置候、書外は他日讓拜光可申候早々頓首

從前總理大臣を勤たるものには宮内大臣より年々御手當有之候處大隈退職後は如何御待遇相成候や、不公平無之様協議の上聖慮に御伺可相成儀には無之乎、爲念申添候

十二月十四日

博文

田中宮相閣下

先帝尙ほ東宮に在し、とき御成婚に付き田中宮相に 送りし書翰

不得止事情有之、昨夕俄然出京今夕歸磯不得拜晤之機遺憾之至に候處、御結婚御發表之要急情態は山縣首相にも及陳述置候間、御協議之上再應御奏聞被下度候、小生明後日出發西遊可仕候處

其前御一決無之殘念に奉存候へ共是又無致方、昨日東宮殿下大磯へ御來遊頻りに御催促有之候得共不任心底、尙此上老閣之御盡力所仰に候、爲其早々頓首

四月九日夜

博文

田中宮相閣下

明治三十二年大倉喜八郎の獻金に就き田中宮相に 送りし書翰

只今參朝可得拜晤心得之處已に御退出後に付別紙内々入貴覽置候、本人も今年還曆之壽に達候趣にて何乎爲公益投私財度志願有之所、謂衣食足而知禮節者乎と存候間、若於閣下御異存無之候上は表面願出度由に候、畢竟世上普通之場所に依頼候ても不足措信は勿論又多少名譽を博せんとの底意も可有之乎に被察候、詳細は面會御相談可仕候間一應御閱覽相成置度候、五十萬の義捐は隨分思切りたる事と視て可なるものならん、爲其勿頓々首

書翰

八三

四月廿九日

宮相閣下

博文

永平寺勅額に關し田中宮相に送りし書翰

拜啓日々公務御多忙恐察仕候、特に本日は好天氣なるが爲に、觀櫻の御宴も極て盛況陪宴の内
外人も満足無此上事と遙察仕候、茲に一事煩貴聽度、左に申上候間、御取調被下候様願入候、越
前永平寺元祖承陽大師は、先年小子在職中、親鸞上人に大師號御下賜と同時に被行候事にて、彼
は永平寺の元祖より僅に數年前に被死去候爲、其年紀祭に當り、見真大師の勅額を當時に賜り候
處、承陽大師の年紀は本年の趣にて、大師號同時に御下賜の比例に依り、此節承陽の勅額を及内
願候由傳聞、且依頼も久我家より承及候間、可相成は無不公平様煩尊慮候、いづれ明後日は、小
松元帥宮御解纜、横濱迄御出張と存候故其節拜晤、尙委細可申上候早々頓首

四月十七日(明治三十五年)

博文

田中宮相閣下

明治三十五年帝室制度調査局副總裁交迭に就き

田中宮相に送りし書翰

昨日土方子爵を副總裁被仰付度及奏聞置候事は已に閣下に於て御承知に有之候處、黒田侯爵内
内大に希望有之趣にて貴族院書記官長太田峰三郎態々來磯に付一應内談相試候、土方へは小生よ
り一言も未申通事に付萬一も 聖慮に被爲在候ても同侯を被仰付候方御異存不被爲在儀に候得ば
大家之俊秀を引立候事は小子に於ては差支無之、土方先生は澹泊の性質且隨分煩敷考候事とも存
候間、聖慮と老閣之高見次第に可仕、内密に太田差出候間御聞取被下度候、爲其勿々拜具

八月三十日

博文

宮相閣下

書翰

機關砲並十三重塔に關し京城より田中宮相に 送りし書翰

明治四十年一月韓太子嘉禮祝賀特使として田中伯が朝鮮に出張したが、高麗朝の舊都なる松都(開城)に大理石の十三重塔があつた。是は今より六七百年の昔高麗王が元の皇室より妃を迎へた際皇女が引出物として持参せしものなりとの口碑がある。其京城にあるものは俗に蠟石の塔と稱し、加藤清正が文祿の役にこれを見て垂涎措く能はず、戦利品として持歸らんさ上の三重までは地面に下したが、其重量に閉口して止めて了つた。其三重を下した儘尙ほパゴダ公園に京城の一名物となつて残つてゐる。其松都にあるものは伯の特使として出張せる際、佛蘭西人が地方の官吏に請托して之を本國に持歸る計畫あるを開き、美術保護に熱心なる伯は此國寶を外人の手に渡しては一大事と中央政府に交渉し、長谷川大將なども其間に周旋する所ありて終に韓帝の承諾を得、巨額の費用を投じ之を荷造りして日本に輸送し帝國博物館内に納めた。然るに露に油揚でもさらはれた感を起した佛人始め他の外人等も一齊に非難の聲を放ち出した。以下の二通は其の時に伊藤公の書かれたものである。

寒威追日相減如當地は溫度六十度内外野邊柳色含翠頗好時節と相成申候、東京も定而同様と拜察仕候、乍去人事は時候と不相伴早晚公務御多忙と遙察仕候、小生着任來日夜多數の來客に被忙殺未だ皇帝にも一回正式の謁見を遂げ候迄にて、國務上の談に涉るの暇無之候、昨日長谷川大將歸京の途に上り候處出立前皇帝より有阪製の大砲數門購買(買?) 斡旋依頼有之候由之處、其後代價拂出之事に付小生より宮相へ及質問、結極右金員支出之方便無之との事にて中止申來候處、

實際在韓日商阿部準輔と申者に相命購買の手段を執り候赴不都合の事に相成候に付、大將出立に際し愚見及開陳置候間大將より及御相談候得ば宜敷御協議被下度、例の石塔の一件も有之候故萬一相叶候事に候得ば我帝室より數門の機關砲代價は一萬圓餘りに可有之由に付韓帝へ御贈與の御取計相整候得ば好都合と奉存候、兎角長谷川大將御協議に御任せ可申候間御含置可被下候、尙又長谷川大將より勸告の結果韓國國門の子弟輩數名近日出立觀風の爲視察の名義にて東渡可仕、中には我 陛下へ謁見の御許可希望の者も有之哉に承及候間此儀も併而長谷川へ談合可被下候、先は要事而已、勿々頓首再拜

三月念七

博文

田中宮相閣下

過日呈一書機關砲の儀長谷川大將と御協議相成度申入置候處例の石塔一件西洋人中頗惡評を鼓吹し韓人を煽動頻りに盜賊呼聲を高め候に付ては此際御注意肝要に奉存候、第一右石塔萬一にも我 皇上陛下の大命に依り御取寄相成候と申事に相成候得ば奉煩聖德事と相成候故老臺自箇の事と不相成ては益惡聲を放つの虞有之候故之を植物園に持込事は不宜候、又上野公園も韓人の惡感

を惹起す不容疑御注意相成度候、此事の起りは宮内府よりも多少の煽動有之韓人等の不服も有之奇貨可措として日本反對者新聞紙屋に依り殆んど無慮日唱道する事に候、且横濱メーブル新聞にて石塔を日本に運搬せしは虚事なりと記載せしより一層其氣焰を高め新聞紙屋平素の反目より終に神戸新聞(洋文)に迄其事實なる事を表白するに至り申候、別紙英字新聞供貴覽候間翻譯の上御一讀可被下候、前條の形勢に付機關砲右石塔の返禮として御贈與は萬々不可然、長谷川大將出立迄は斯く迄彌蔓候事とは不相考中々の氣焰にて日本側よりの答辯を飽く迄提出せしめ一波に一波を加へんとする計畫と相察候、爲御注意申入置候早々頓首

四月一日

博文

田中宮相閣下

外山正一の後事に就き田中宮相に送りし書翰

拜啓外山正一昨夕薨去之由傳聞候處、同人は明治初年以來専務に教育に従事し、尙初森有禮に

隨伴米國に遊學歸朝後は不絶教官相務居洋學之獎勵に付ては其功績偉大之者たるは不俟論、最後に文部大臣に乍暫時奉職し爾來閑地に居候得共、殆三十年間學事に勉力候者は他に比類僅少ならんと奉察候、勿論赫々の有功者と申迄に無之候得共洋學を以我文明之増進を謀り今日之盛況を呈し候事に與力せし第一人とすれば、將來教育獎勵之爲にも可成御厚遇有之候事至當の御處置と存候間、願くば此際祭資料御詮儀相成度奉存候、叙爵の事も同人の履歴を心得候者には致唱道候由に候へ共、已に位階勳章等も被進候趣に付、今日の際御取扱不容易と奉存候間此儀は他日の御評議として祭資の恩典被行候外有之間布、偏に御盡力相願度委細は奥田穗積兩人より御聞取可被下候、爲其早々頓首

三月八日

博文

田中宮相閣下

伊藤圭介博士表彰に關し田中宮相に送りし書翰

植物學者伊藤圭介既に九十九歳の高齡に達し目下瀕死之際、叙爵之榮典被行候得ば、其功績を

表彰し併而後進奨勵にも可相成との學者社會之内願有之ものと相見、文部大臣より内話承及候に付、詳細同大臣御面議御聞取全く獻旨を以特典御舉行相成候得ば、無此上事に奉存候固より取捨は御取調之上に可有之、委詳同大臣口頭に譲り候、勿々頓首

一月廿日夜

博文

宮相閣下

貴族院副議長就任に關し清浦子爵に送りし書翰

昨夜及御内話候貴族院云々之事は勿論何人にも申試候儀無之候間御安神可被下候、老兄之御謙讓御尤至極に存候得共前途の形勢に鑑み爲國家に可然と相考候得共目下之處は任貴意置可申候尙得拜晤萬可申述、勿々頓首

五月十一日

博文

清浦大兄

團々珍聞の漫畫に關し清浦警保局長に送りし書翰

團々新聞之圖書は僕に對し随分極失敬なる者なり、何とか御嚴罰之御趣向は有之間布候歟、畢竟時事新聞に或縉紳が歐洲にて北畠之耶蘇教に入らん事を勸告し、歸朝以來も種々之を説諭したれども、北畠は佛敎信仰之者にて不變移云々暗に僕が之を教唆したるが如く云爲したる者なれ共僕會て北畠に耶蘇を勸めたる事なく、又自から其宗教に入りし事もなく、誣言たる論を俟たざれ共、此説を以て愚者を誤信せしむるの恐なき能はず、何卒御工夫相願度候、爲其勿々頓首

五月三十一日

博文

清浦賢臺

本書は瑣々たる漫畫に憤慨して行政權の干渉を求めたるものなれば公の徳を傷ける嫌ひありとて、清浦子は初に其の發表を斷られた。併し他人ならば黙殺すべき小新聞の無禮を怒つて其の處分を迫り尙ほ時事新聞(新報?)の誤報を克明に叱正した所に、公の天真爛漫たる半面が偲ばれるのみならず、雪冤資料としても重要な書翰であると認め、編者が強めて子の承諾を得て撮影し(筆跡参照)且つ筆寫したものである。

條約改正に關し榎本外相に送りし書翰

書翰

九一

貴翰拜誦如貴諭昨今秋冷相催大に凌克く相成尊臺御清適肅賀此事に候陳は過般御發郵相成候
宸翰已に達魯帝頗得満足之結果候趣爲國家御同慶之至りに奉存候、小生も過刻小田原より歸京近
日之内閑暇を伺ひ條約改正之儀に付復々愚見及陳上度勿論御採擇は老兄之御方寸に可有之候へ共
此事乃邦家將來不可默止重要之大事たる申上候迄も無之、一日御閑暇之節御都合之場所御示下
れ候へば參趨吐露胸臆仕度候、不取敢拜答迄早々頓首

八月廿一日

博文

榎本外務大臣殿

明治二十四年露國皇太子來遊に關し榎本外相に送りし書翰

過日來は御配神不一方、爲めに好結果に終り候事萬謝不菅、却說昨日三宮に面會候處、彼の露
太子來遊の節、其安全を保證したるとか申事に付、事實にあらず坏新聞に相顯れ候趣、露公使多
少心配致居候義に承及候處、外務省に右に關係せる照覆之公文等現存するもの已に御取調に相成
候や、若未だ御一覽無之候得ば早々御覽相成度候、且極密に内見を被許候得ば尤可也書餘讓拜鳳

早々頓首

六月十八日

博文

榎本大人閣下

明治二十八年八月韓客朴泳孝歸國旅費支給に就き谷將軍に
送りし書翰

今朝御來談の一事早速外務大臣へ及内話候處、充分の事は出來申間敷候得共、相當の事は可應
其求との返詞有之候故、老兄又は朴の内、外相へ面談相成度候、尤壯士の人物此間に立入候事
は不可然、此段御合相成度候、爲其早々頓首

八月三日

博文

谷大兄侍曹

書翰

日清講和の期に際し谷將軍に答へし書翰

貴翰落手時下御清穆敬賀仕候一時爲公務歸京仕候處、明日より廣島へ再行可仕候不得拜晤遺憾の至りに候、御書中媾和一件に付武人或は大員に謀り候云々誤聞有之哉に被察候處不要敢辯事と存じ候、軍國の大事を處するには自ら其方法有之事に付、決して至當の範圍を逸出するが如き事は無之候、大員と云は何人に有之候歟無妨事に候得ば御示可被下候、何にしても局外者たるには相違無之事に被察候へ共、甚訝敷次第に付、承知致度候、此度は爲繁忙不得時間緩々拜晤の歡を不能盡残念の至りに候、勿々頓首

二月二十三日

博文

谷老關侍曹

華族女學校長就任を勤むる爲の谷將軍に送りし書翰

朶雲拜讀愈御清勝敬賀仕候、却說華族女學校長御兼務之儀過日遂御内談置候處、立花種恭へ被仰

付候方可然云々御示命之趣敬承仕候處、過日御内談後既に内奏も仕候末に付、可相成は賢臺御兼帶相成、若御繁忙に而時々御臨場難相成儀に候得ば、立花を副長之名義に而、小事は同人負擔候様相成候而も可然、甚御煩勞之儀申兼候儀には御座候得共、長官之處是非御拜命被下度希望仕候、尙又追而御後任を引受候人物適當之者有之候節は、御情願通如何共御相談可仕候、今一應推而懇願仕度餘は讓拜鳳勿々頓首再拜

博文拜

谷中將殿

憲法草案討議に就き井上内閣書記官長に送りし書翰

過日來御感冒之由傳承候處、昨今如何之御容體に有之候哉、爲差御難澁無之儀に候得ば明夕刻より携憲法草案等金子伊東同伴夏島へ御越被下間布候哉、十二日夕刻より同處滞在勝手我儘に討論相試候へば、尙一層之得益に有之歟と奉存候、尊慮如何御隨意之御答是祈候、勿々頓首

書翰

九五

二月九日

博文

井上先生

憲法上議會の協賛なる字義に就き井上内閣書記官長に 送りし書翰

議會の承認云々は小子曾て之を論ぜし事有之、愚説にては賛同の文字適當ならんかと存じ候處
ロイセル氏の説にて、コンカレンスとコンセントの二語は、大に其の原意を異にするとの事に
て、即ちコンカレンスは權義相對する者の間に之を用ゆるを得、コンセントは君主大權の施行を
承認するの意にして對等より起るの意にあらずとの事を以て終に其論に左袒せり、然るに、貴説
に依れば、翼賛の字に改めたる方當を得るならんとのことに候得共、原語にては何等の文字を用
ゆべきか、尙御熟考是祈る、御遣之英文は、前文之事と交渉無之様覺申候、即國王に對しては訟
訴を爲すを得ず、縦令私法に關する事と雖も然り、如何となれば國王を裁判するの法廷なければ
なりとの意に解せり、御病氣は如何、精々御加養是祈、諸先生何れも英氣勃勃々大勉強感服之事に

候、匆々頓首

五月十四日

博文

井上先生

明治二十一年公布せられたる樞密院官制立案中井上内閣書 記官長に送りし書翰

其後風氣如何に候や、昨今不順の際別而御加養有之度、樞密院職權之内御示之御高論熟考の上
伊東に申付如尊意充分御修正被下度此段申入置候間右に付御承知被下候事と存じ候

愚案にては、英國に倣ひ俄に議會政府を設立する事も不出來、又字相の説の如く之を政略に委
して優勝劣敗に歸せしむるが如きことも事實我國情に於て頗危険なる而已ならず、第一至尊の御
困難不可謂ことと存じ候間、全く小子の新發明より起り候事に有之候、抑々我憲法の主義を討窮
する時は、着々主權を王室に歸し、極處に到ては至尊之御裁斷を以て終局之決定と取極置候に付

而は、萬一政府議會の間協議不相調時は、聖裁に依り大臣之辭職と相成か、又は議會の解散と相成るか、兩塗之外に不出、此場合に於て、國家の大勢、國民之感情を明察し、抑揚其宜を得るには、善良なる勸告を呈する顧問官なかるべからず、之を樞密院に不求して他に求むる處なしと斷定候より如斯爲致起案候へ共、權力偏重之結果は其弊に不堪も難料、貴案も御尤なりと存じ候に付兩説を提出し其一を擇候つもりに御座候間、存分の御修正有之、早々御示被下度候、御病中頻りに御煩勞を催候事心外至極に御座候へ共差急之事情も有之候故、不惡御諒察被下度候、爲其勿々頓首

四月二十日

博文

井上先生

明治二十二年發布せられたる衆議院議員選舉法立案中井上
内閣書記官長に送りて腹案を示せし書翰

過日來爲御風氣御引入之由に候處如何之御様子に御座候や、小子も愈明日は陪從上程可仕候不在中別に申殘置き候要件も差當り無之候處、既願置き候取調事務漸次御抄取可被下候、選舉法御意見御同案に御座候故、已代治に申付翻譯の上モツセイン爲致一覽候筈に有之候、愚考に而は郡會を設け、郡議員を國會の選舉人とせば如何と存じ候、是れも未定案に御座候故、御熟考被下度候、二月十二、三日頃迄には歸京可致心算に有之候故其内差急候事件は以書面御通知可被下候、爲其勿々頓首

一月念四日

博文

井上先生

譯語の適否に就き井上内閣書記官長に送りし書翰

承認之字義精解御取調被下敬謝之至りに候、御意見之通英國流に Advice and consent と二語に翻譯して其の働き効果をも兩様ならしむる御仕組に候得ば、賛同の熟字にては不都合ならんとも

察候に付、賛同及承諾と相成候ては如何、從來一熟語を以て二語に譯する例のなきのみならず、却て世人の誤解を來たし候様にては不宜と存候、尙詳細は明日得拜鳳御相談可申候、勿々啓復
六月廿六日

博文

井上先生

憲法の既定歳出の解釋と貴族院豫算議事手續とに關し井上

内閣書記官長に送りし書翰

今日宮内大臣を内勅使として御下問有之候儀は、老兄より御内奏有之候憲法六十七條得同意云々一篇之解釋論（過日一讀、伊東已代治へ書翰に封入差遣候ものと同一書面也）を以愚見奈何相認む哉との叡慮に被爲在候故、右之論文は即小臣愚見の所存と聊差違無之ものたる事を及内奏置候、此段爲御注意申入置候

伊東已代治よりは其後何共回答不申越、金子よりも同様に候處事情御開糾御報告被下度候、貴

族院にて豫算議事の手續相定置度つもりにて、客冬以來書記官連に命じ爲取調候末、去月以來兩三回之修正「最後は昨日小生自己の意見を以改更せり」相加候もの有之、目下院中相談之筈に候處、結果は如何と甚懸念に不堪候金子へ御面會の機有之候へば御尋被下度候、先は爲其早々頓首

二月十九日夜

博文

井上老臺

法庫門鐵道問題に關し後藤滿鐵總裁に送りし書翰

肅復、佐藤少佐へ御委托有之候貴翰拜讀、會て御話有之候北遊愈々御決行之趣、御病後の事故御延引にも可相成歟と存候處、御全快御壯遊敬賀仕候、法庫門鐵道問題に關する御意見に付ては數回熟談考慮仕候處、如貴說最初に手數を盡し候得ば成功の望も或は有之候乎に存候得共、單に英政府而已に依頼し形勢推移の今日と相成、周圍の事情を熟察すれば隨分至難の境に立到候様被察候、問題已に議會の質問と成り、牛莊の議決と爲り、新聞記者等の筆尖に上り、陰然外交連の

後援と爲るに至り、清政府は其恃む所の有力なるを覺り、言はゞ世界の公評に上りたる問題なるを以て、シンジケートに在りても容易に裏道に於て暗々裏に事を落着するは至難を感ずるならんと察せられ候、其上支那人は外國の後援を恃み勇氣百倍平素の厭迫を復讐的に決行せん意氣込なるは察するに餘ありと存候、乍然貴策を試むる餘地萬無之とは不申候得共、試之其成功と不成功と又不成功なる場合に於て却而我に汚辱を残すと否とは、其操縦抑揚執舵者の掌中に有之候事故勿論政府當局直接の苟も染指する所には有之間敷と被察候、故に愚考に依れば、滿鐵の關係上より利害近接なる老閣指導の下に御試有之候方尤得策には有之間敷歟御再考願度候、若老閣露都行をハルビンに止め御引返し相成候事御成候得ば小生は極力當局へ勸告貴策施行の手敷を可講候得共、他人にして其任に膺り候人を發見する能はず、是決して難を老閣に強ゆるが如き惡意には無之篤と御諒察を乞ふ所に候、對清全體の方針政略に付ては、桂大將とも御發途前御熟議有之候事と存候へ共、今日の形勢を以て將來を推識仕候得ば杞憂に不堪もの有之、今秃筆不盡意、書外は佐藤少佐より御聞取可被下候、同少佐齋す所の清國の事情談は大に傾聽すべきもの有之近狀を詳悉するを得感謝の至に候、勿々敬復頓首

四月念五日

博文

後藤大兄閣下

法庫門鐵道問題に關し後藤滿鐵總裁に送りし別種書翰

肅復、佐藤少佐に御委托の貴書拜讀、豫而御話有之候通り愈北遊の爲御上途相成候趣、御病後に候得ば御實行或は延引とも可相成乎と存居候處、御奮發敬服仕候、御書中、法庫門鐵道問題に關する高見實行に付而は、既に今日と相成其成功至難に屬候様觀察仕候、事の發端に於ては貴策を施すの餘地充分有之候事不容疑候得共、問題已に世界の公評に上り、之を抗拒するものは我一人にして、贊助するもの清國以外に歐米の後援有之、清國人も爲めに勇氣百倍し來り、シンジケート連も、僅少なる既消の金額償還位に満足するべき境遇に有之間敷、彼等も、今と成り裏道を通抜け多少の報償を得るも、支那人は勿論、世論に對しても、屈服の理由を發見するの必要は可有之候乎と被察候、小生當局者勸告を試むるは不難候得共、萬一も拙劣なる手段を執り不可拭汚辱を讓候様の事有之候ては不相成と存候、愚考にては、吾兄其任に膺り、操縦抑揚其指導の柄を司とり相成候得ば或は無失態成否を決する事を得る乎と存候、事滿鐵に關係の事にも有之旁其當

書翰

一〇三

を得候様存候、其他は可試手段一寸心當り無之、若し吾兄にしてハルビンより御引返し相成候事相叶候得ば極力當局の勸告可仕尙御推敲被下度候

佐藤少佐北京談は一々傾聽すべき價値有之大に事情を詳悉し感謝不能措候、書外は佐藤少佐に愚見大略御話置候故御聞取可被下候長途の御旅行眠食御注意所祈に候、匆々頓首

四月念五日

博文

後藤大兄閣下

前書翰に對する後藤子爵の手記

前翰明治四十一年初夏、予が南滿鐵道總裁として露國一遊を思立ちたる時、偶々今の歩兵中佐佐藤安之助君、當時世界の耳目を聳動せる法庫門鐵道に關する諸多の報告を齎らして上京したれば、予は之に因りて考慮を費すこと數日、附するに卑見を以てし親しく藤公の教を請はんが爲に、中佐奉天歸任の途次、京城統監邸を訪はしめたるに、公は直に延見して備さに真相を聽取し談論風發中佐をして幾ど應接に遠あらざらしむ、前翰は乃ち中佐が統監邸を辭するに臨み托して予に與へられし文書にて、予が大連を経て北征の次奉天を過ぐる時中佐の手交せるものに係る、予歸朝の後一日公を走訪して談此事に及ぶや、公は忽ち昂然臂を張り、且つ前翰中我に汚辱を殘すと否とは其操縱抑揚執舵者の掌中にありの一節を引援して云く、卿等は時に眼中伊藤を逸することあらんも予は常に卿等在るを遺るゝ能はず、法庫門鐵道問題は畢竟日清の案件なるも、日清の予繋は都て

世界の問題たるを知らざる可からず、卿等君國の爲に自重し執舵者を以て任せずして可ならんやと勵然予が面を凝視せらる、予は赧然、過獎何ぞ當らんの一語を以て酬ふのみ、當時公は我に舊作あり卿に似さんかとて即座南紙を展じて、不關風雨至漁簑、其奈天邊霜似戈、執舵誰能支覆沒孤舟只見任狂波

の小絶一首を書して予に與らる、蓋し三十七八年戰役當時の偶感なるべし、予は之を觀て初めて前翰執舵者の出處を解し、公の自ら高うするに敬服し、私かに願ひて己の短才を愧ぢたり、四十三年十月公が哈爾濱に於て毒手に薙せられたるの後、予嗣博邦公に面會したる時、公は故公の筐底より予に宛たる長文の返書下案若は扣本と思はるゝものを發見したることを語られ後予の請を容れて之れを贈與せられたれば、蕪沐披瀝するに行文字句間々前翰と同じからずと雖も、其意義に於て相異なるなし、後日佐藤中佐社務を以つて上京したれば、試に當時の實況を質したるに、君曰く前翰は統監邸を再訪したる時、自分の面前に於て匆忙筆を走らされたるものなりと、然らば則博邦公の予に惠與せられたるものは、最初中佐が統監邸を訪問したる後熟考先づ筆を起されたるものにして、予が奉天に於て接受せる前翰は此稿に由て改寫せられたるもの歟、將た中佐に前翰を遞與せられたる後、記憶を喚起しつゝ手稿を留められたる歟、時の前後は今之を知悉するに由なしと雖も、孰れにせよ、此一事に視るも故公の非凡なる強記に驚き、且大事を談する言句苟もせざるの高風を欽仰せざるを得ず、予は靜夜故公の遺墨を拜誦するときは眞に感慨無量不肖碌々報効の圖るべきものなくんば泉下何を以て公の英靈に見えんや、思ふて此に至れば背汗自ら滴く今此二翰を併装して一卷とし永く家寶として愛重すると共に、予が生涯の教訓として眷々服膺せんことを誓ふもの也、聊か其事由を卷末に手記し偉人を憶ふこと此の如し。

時明治四十五年一月上澁

後輩 男爵 後藤 新平 拜識

圍碁集會に就き澁澤榮一に送りし書翰

書翰

一〇五

朶雲拜誦、然ば明日午後第一字圍碁集會へ後藤井上兩先生御招、政事向誹謗等無之筈に付參會候様貴命謹承、僕一人之天下に非る事故、縱令如何之誹謗有之も所不敢避況於無誹謗乎、欣然應貴意可申儀に御座候一應御答迄、一書勿々頓首再拜

九月五日

博文

澁澤老兄

苦衷聽取の爲め澁澤榮一に送りし書翰

昨夜は不圖も拜顔仕候而緩々相窺度奉存候處、前約有之て遺憾千萬奉存候、歸路副島卿之書簡を得候處、同卿少々差支有之他出、今日は都合次第訊問に來ると申事に御座候故八丁堀へ出浮候事は先づ見合せ可申、殊に今日少々氣力も相衰居り、東京迄罷出候奮發心も無之、御違約は千萬奉恐入候處明夕迄御延せ被下候様願候、拜青之上は是非是迄御苦衷之模様をも一通相同度兼々希望罷在候事に付、明夕は御差操置被下、是非拜青仕度、爲其態々此段申上置候、頓首再拜

九月十五日

伊藤博文

海運橋

澁澤榮一様

板垣の辭爵に關し杉内藏頭に送りし書翰

明治二十年、板垣退助辭爵を申し出でし際——明治二十年は、歐化主義一世を風靡し、板垣等時弊を痛論せる意見書を元老院に提出した年である——内藏頭杉孫七郎に送りて之が處置に就き意見を述べしもの。

板垣辭爵云々御報道承知仕、過刻呈一書世外、篤と御談合被下度申上置候に付き、世外之意見御聞取可被下候、尙亦内大臣へも談合之上處置振被相決度愚考に而、是非辭するとの事なれば不得止候に付、彼の主義突留置度存候間、此段をも併せて外務大臣へ御申入可被下候、勿論結局は仰聖裁候事は亦御申傳可被下候、先は拜答而已勿々頓首

六月三日

博文

内藏頭殿

書翰

日清休戰約定に就き中田外相秘書官に送りし書翰

唯今吳廷芳來問、面會候處、北京へ電報を遣し休戰違命之事を嚴令有之様申立候處、再應恪守可致旨を命ぜられたりとの事を報し來れり、僕は李に傳言して確答を待ちつゝあり、兵船六十艘大概解纜、休戰滿期に至れば、大沽封鎖、使節上陸困難ならん杯相話置候處、吳は、回答期は十日の積りなりと頻りに申居れり、是れ雙方三四日の間を確乎と取極置かざるに座するもの也、僕は數時間は兎も角も一寸時も迅速を要すと申聞せたり、此段序に外相に御通知ありたし、諒するに彼は余が氣焔奈何と探りに來るにあらざるか、早々頓首

且彼れは十一日に我より送りたる書中 Four days From Yesterday を頻りに鳴せり、若し一日二十四時間を積算すれば十四日午後と可相成が爲なり

十三日

博文

中田大兄

講和條約に關し中田外相秘書官に送りし書翰

條約寫は伊東へ御立寄之上御廻し可被下候、其節原稿は無論可及完璧候、今朝御内話申置候三件

は外相及デニソン氏之意見如何に候哉、決して催促にはあらず無聊之間信筆一問如此、早々頓首

十一日

博文

中田大兄

三國干涉の情報に關し中田外相秘書官に送りし書翰

末文の海軍用意云々は頗緊要なり、外務大臣轉達相成候西公使より參候電信は至急に廣島へ遣し置候事必要と存じ候處、外務大臣の考は如何即刻御問合はせ且同感なれば直に發電御取計相成度候、早々不一

四月十二日

博文

中田殿

明治三十一年八月支那漫遊を試みんとする途中より大倉喜八郎に送りし書翰

貴翰落手大暑難凌候處愈御安全敬賀仕候、神戸御別業に一昨日より昨日迄御厄介に相成候處晝夜冷風吹不斷、神戸第一の眺望且避暑地に有之、昨日松方伯も來訪實に極樂なりとて頻りに賞賛之事に候、本日愈々玄海丸に乗込長崎を経て朝鮮に渡航、順々北進九月上旬頃には北京に達可申と存候、御家族一同へ宣布御鶴聲願上候、不取敢拜答而已早々頓首

八月十六日

博文

大倉喜八郎殿

尙々御吟詠は感謝仕候、小子も旅中漫吟有之候へ共瓦礫同様自分ながらおかしく候、左の一詩も亦其中に候、御一笑の爲録申候

老驥思千里。求朋寰宇中。虛懷忘彼我。痼疾慕英雄。萬死平生志。千秋一寸功。天晴衆山碧。雲斷夕陽紅。

明治二十五年議會紛爭當時井上角五郎に送りし書翰

昨朝は辱光臨多謝此事に候、其節御談話有之候儀に付尙又以書翰御尋候處、小子其節申入置候通國家多難の今日、忝大命膺重責候上は、軍國經營之目的を貫徹する爲、畢生之盡力は當然之事と存候、唯解散の一事固より好む所に無之、歲計豫算之成立を期する爲には、世上の批難は顧るの違なく、忍耐以て事に處するの覺悟に候得共、議場の言動にして國家の利害に關し難默止場合は別段の事に有之、豫め確言するの限りに無之候、於老臺も幸に御同感に候得者、此上尙爲國家御盡力あらん事を不堪希望之至候、勿々敬復

二月念二

博文

井上角五郎殿

明治四年鐵道用材買入に就き巴里より在英大藏少輔吉田清成に送りし書翰

倫敦を去るの前に略申上置候鐵道入用品英國に於て買入候手續都て東洋銀行の手を経候様相成

書翰

一一一

居り事實に於て彼是不都合の事も不少、就ては右銀行の手を離れ我政府より製造人へ直注文に致候方法相建候得ば其利益も多少有之候而已ならず且ヲブリゲーションを免れ我國の爲めには頗る都合宜しく、老兄より此事を銀行へ御示談被下被相行候事になれば實に幸福なりと思へり、又此事件丸々銀行の手を離す事難、被行時は買品價高二歩の口錢を減じ一步にする乎或はアクチワルの入費丈けにする乎、是事を銀行へ是非御談判被下度、成る事なれば丸々政府へ任せ吳候方宜しく方今の勢日本政府にて鐵道を止むる杯の憂は之なく且銀行も政府の爲めに其益を得る事淺少ならざれば、此位の事は許すとも妨なかるべし、此儀に付老兄而已にて御相談難相成ければ、僕倫敦に徹行して老兄と共に會社へ談じて可然、尤も其時は使節一行へ御申越不被下ては不都合なり何卒國の爲め御注意右の事件被相行候様不勝爲國捲々の至候

二月十日

博文

吉田先醒

洋學志望を來島に訴へし書翰

公が宮田出役より歸つて後木島又兵衛に送つて、志望を訴へたものである。此の志望は來島の採用する所となり、公は來島に従つて長崎に蘭人の砲術を學ぶことゝなつた。

私儀昨年來英學修業仕度念願有之候に付き、已に去る御在府中にも御願申出度奉存候得共未だ道理の學問とても毫髮程も出來候目途も無之、尙且國家御多端中御厄介申出候事も奉恐入、差控罷居、今日に至り候得共、只今の體にて碌々罷居候而は、往々御奉公之目途も無之、(十七歳の弱年として爛眼驚し。)就ては何卒御屋敷外へ罷出、何れの師家なり共入込、修業仕度奉存候に付、既に過る八月頃桂様まで御願申出、尙政府御役人様方迄被仰入候得共、所詮君候様御留守に而は御運難相成との御事故推而御願も不申出、今以打捨置候得共、是切りに仕置候而は、素志も難被遂、千萬遺憾に奉打過候間、何卒御多端中奉恐入候得共、可相成儀に御座候得ば、於御國元御詮議被仰付候而先年長崎表へ地方但太郎其外修業として被相遣置候先例も有之候事に付、偏に御詮議被仰付候へば、至願之程も遂度奉存候間、閣下御慈悲を以て御政府御役人中様方被仰入不外高大之望願遂げさせ被下候様奉願上候、然る上は益々精神相勵し、往く往く御奉公之目途も相立度奉存候、當今萬事御多端之折柄斯く御厄介申出候事も奉恐入候得共、偏に御願申出候段御差免被仰付候様奉願上候

十二月七日(安政四年)

山下新兵衛組

利 輔

來 島 様

奉呈執事閣下

以下安政三四年の交より晩年に至るまでの間
 伊藤公が家庭及び故舊に送りし書翰

相州宮田の陣中より父十藏に送りし書翰

安政三四年の交、公は十六歳にして、當時藩主の外夷警戒區域たる宮田に出役し、陣中にて、氣節の士來原良藏に知られ、公務の暇を以て殿重の薫陶を受けた。その事を家君に報じたものである。書中御支頭とあるは御支配頭の略。來原は公の出役當時の支配頭ではなく、後より來た組のそれであつた。其の來原に公は見出されたのである。

一筆致啓上候、暖氣之砌に御座候得共、皆々様御堅勝被成御座、珍賀不斜御儀に奉存候、次に爰元私儀茂都合無別條所勤仕候間乍憚御休意思召可被遣候、將又當秋は交代歸國仕候間宜敷様御執成奉願上候、私儀茂此節は、御支頭來原良藏様、書物教吳候様御思召、此節別而精出し申候、左様御承知可被遣候、猶又三好次郎右衛門殿御作事方小使出勤相成候處此間作事方役人田阪清右衛門と口論仕候而被差替候様子に而御座候、猶又此度は先々には手紙不差越候間、御傳聲奉願上候爰元鎌倉繪圖一枚差送候間御落手可被下候、猶又着物之やぶれ候に込入申候、此節はまめ足才に而大飯食、大きに込入申候、ばいさまには(秋にては祖母をばいさまと呼ぶといふ。)十藏翁の養母を指したるもの。御地にて何ぞ珍ら敷もの

御座候はゞ、御ため置可被遣候様奉願上候、先者時季之御見舞旁申上度如斯に御座候、恐惶謹言

四月七日 (安政四年)

利 介

十 藏 様

義 澄 (華押)

又々申上候、時季御身體御用心專一に奉存候、歸國之節に何か宜敷役目共御座候はゞ御心配置可被下候、

父に囑して仕途を求めし書翰

前書に引續き、父君に寄せて、浦賀の勤めを終りて歸國したる後の役付方の周旋を囑したものである。貧しき者の哀れを留めた迹と見るべきであらう。前書では、ばいさまに豫め馳走の貯へを乞ひ、此書では、おかしさまに着物の短くならしを訴へたるところ、人と事とに處して俊敏なる公の才華と、家庭の人として和煦春の如き公の性格とが、早くもここに露はれてゐる。

一筆致啓上候、暖氣之砌に御座候得ども、先以皆様御勇健に被成御暮、珍賀不斜奉存候、次に爰元私儀も無別條日々所勤仕候乍憚御休意思召可被遣候、猶又此内は御地段々御代官其外御交代

も有之候様承り候得ども、何ぞ御役目共は無御座候哉、奉愚案候、近頃は御書翰も一切相届不申候間、格別之儀共は無之候哉、御左右御聞せ可被遣、先は時季之御見舞申上度如斯御座候、

四月十一日

恐惶謹言

尙時季之御氣御用心專一に奉存候

同 利 輔

伊 藤 十 藏 様

追啓

此度は御近處へも御書狀差上不申候間、左様一寸御斷奉願上候、猶又御親類中には格別相替り候儀は無御座候哉、何も御便りに御聞せ可被遣候様奉願上候。

大亂筆之儀は御免可被遣候様奉願上候以上

追々啓

私儀も着物之みぢこう相成候に相こまり申候、ばいさま、おかしさまへ左様被仰上可被遣候、大飯くらひ候て、大きに込入申候、何も御わらひ草なり、當秋は歸國に付、御待可被遣候様、ばいさま、おかしさまへ、被仰上候様奉願上候以上

宮田より歸り松下村塾の状況を報ぜし書翰

安政四年の晩秋、公が浦賀より歸り、來原の紹介にて松下村塾に入つてから、塾の模様を浦賀出役中の友之進なる人に報じたものである。友之進の何人なるかは、今明かでない。

先以貴公様御無事に御勤、珍重の御事に奉存候、二に私儀も無別儀罷居申候、乍慮外此段御休意可被下候、將又御地御同役中御堅固可被成御勤、是亦重疊之御事に奉存候、且又爰許當時文學盛にて、一人も讀書不致者無之、松本（松本鼎）は至て盛にて松下村塾と號する一塾相建晝夜讀書仕候、貴兄にも何卒讀書御學被成候様奉存候、決而御疎も無御座候得共右之段肝要の御事に奉存候、最早御歸國今少々に相成、嚙御繁用と奉存候、至極申上兼候得共、去るアメリカ出府登城の砌、追々願之趣其外段々有之様承り申候間、追々御入手候は、御寫取成て御送被下候様願上候

安政四年十月、米國使節ハルリスが將軍に謁して通商條約を結んだから、公は此事を傳へ聞いて友之進に、詳しい消息を入手次第通報して欲しいと懇望した意であらう。

先は御見舞旁謹言

正月二十一日（安政五年）

利 輔

友之進様

江戸に赴くに當つて季父に送りし書翰

安政五年十月より六年二月に彌つて、公が來原に従つて、長崎で蘭人から砲術の練習を受け、歸つて、六年五月、來原の推薦で桂小五郎——木戸孝允——の手附となり、初めて當時の政機中樞地たる江戸に行かんとするに臨んで、姻戚の季父直吉に送つたものである。公に在ては一時期を劃した記念の書である。若夫書中白粉を贈るとあるは、直吉の夫人即ち公の叔母に贈つたものであらう。亦以て公の志尙の當時頗る雅化したるを見るべきである。

以書翰致啓達候、素秋相催候處、先以尊下御壯健被成御座、賀悦々々、然ば拙者儀も近日江戸表へ參り申候、御地へも一寸罷越度存候へ共、無寸暇、大込入申候、夫故此度は決而御無沙汰打過申候、後に閑暇之節と申縮候不備

八月廿三日（安政六年）

伊藤利助

守田直吉様

尊下

書 翰

一一九

白粉差送り申候間御落手可被下候

水戸志士の策動及江戸の風雲を家君に報ぜし書翰

文面より察するに、公が稍や江戸に淹留してゐた際に認めた趣きがあるから、文久元年の書と断すべきであらう。さてれば、第一書中に「水戸浪人相起り」とあるは、其の前年即ち萬延元年三月の櫻田の變及び其以後の情勢を謂うたものであらう。水戸浪士の起つた事は、此の外にも、文久二年正月、閣老安藤信正を坂下門に襲うて傷けた事がある。けれども、此の時には、公は之に聯繫ありとの嫌疑を以て、屋敷預けの身となり、北町奉行所の吟味を受けた程であるからかやうな暢びやかな書を作る暇はない筈である。又、文久三年三月に武田伊賀等の筑波山事件が有つたが、此時は、公は京都で、尊攘の硬論の爲めに鷹司關白邸へ押し駆けて、建白書を呈した一人であつたから、江戸でかやうな書を認める譯もない。此等の事由から、この書は文久元年のものゝ断するが相當である。

先達而より度々御書翰到來、難有奉拜誦候先以皆々様愈御壯健可被成御座之由珍重不斜御事奉存候、猶以私歸國之事も度々被仰越、おかゝ様も嘸々御氣遣可被成と奉推察候、(編者註、此の時公は數へ年にて二十一歳)何卒當秋乎來春は是非一應歸國可仕と奉存候間、左様御思召可被下候、はいさま之御様子打絶て承り不申(はいさまは、はい、祖母の義)如何被成御座候哉、御序宜様、且御便りも候はゞ委敷被仰越可被遣候先書御申し越被成候御かゝ様より之御頼のねば(きねばを間違申候へ共、最早買得いた候事に付、是にて御濟し可被遣候)(編者註、ればとは眞綿、きればとは羽綿の義なり)

金一步丈け買得いたし差送り申候間、左様御承知可被下候、且又裏附壹足(雪駄ならんか)極上之分差送り申候間、是又人のとらぬ様に御用心可被成候、尙荒木と、隣り田中とに養子有之候由、一段御目出度事と奉存候、藏重より御書翰參り、是度は御答も不申上、宜敷御禮御申傳可被遣候、其外御隣家方へ可然被仰傳、岡部繁之助様は御無事候間、左様御留守へ被仰上可被遣候(編者曰、汽もなき當時の事情を思ひ合せて、此の一段を讀めば、雑事ながら意味深長)江戸も到て騒々敷事にて、水戸浪人相起り、夫故諸大名様方、其外旗本、與力、同心、夫々固め相付、至て嚴重之事に御座候、先は右御答、且は時下御見舞旁申上度書外幸便萬々可申上候草々頓首

二月十八日認置

同利 輔

伊藤 十 藏 様

尙時下御厭可被成候、何分江戸も此節は諸色高直にて、町方は大困窮御座候、夫につれ屋敷にても萬事諸物直揚り候て、誠に込入申候、先は荒々早々以上

はい様、おかゝ様に別て宜敷様御傳聲奉願上候(編者註、この二項は後より書き足したるものらし。)

書 翰

天恩の洪大なるに感激して大義に殉ふべきを父君に訴へし書翰

文久元年公が江戸に在つて、天恩の無邊なるを聞き、意を尊王の大義に決し、之を父君に訴へしもの。

晩春之砌餘程暖氣に相成候處、先以皆々様方無御障御壯健可被成御座、珍重不斜御事と奉存候二に於爰元私儀都合相變儀無御座、乍憚御休息思召可被遣候、然處、當時は江戸表も騒々敷、諸町内其外都て市中晝夜とも詰番いたし、且亦諸色之高直に相成候事故、世間も自然困窮に相迫り候は、實に可憐事と奉存候、畢竟は夷人の澤山渡來仕候より、ケ様民百姓迄難澁仕候、相起り、實に可惡事に奉存候、然處、此度薩州の人より承り候へば、今上天皇様(編者註、孝明天皇)至て御賢明之御方様に被爲在、此度如斯日本之人民困窮いたし候を被爲聞召、御歎息之餘り、黄金五十枚山城國中之百姓へ頂戴被仰付候由、素より割配り候へば少々之事にて可有御座候へども、實に難有事とも何とも、ケ様之事迄も御氣を被爲用候は、常躰之御方様にては乍恐有御座間敷奉察上候、尙是のみならず、都てケ様御行届被遊候は、實に平生にても、況んや此節之御時勢にて猶更之御事、日

本之幸にて可有御座と奉恐察候、(編者曰、當時の情形に在つて、一地方の隸僕に過ぎざる者、眞天子あるを知つて、之を家郷の阿爺に語げたのである。此一節を讀んで泣かざる者は、日本國民である。)尙又水戸様浪人も餘程彼處此處と塾居候様子に御座候へども、是は素より天子様之斯く御心を被爲用候に奉感服、尙千歳之御恩澤を蒙り候こと難有と、ケ様御苦心被爲遊候に恐入候てより、一命も抛ち候儀に立至り候事故、世間之噂之通りに只管任我意候事には無之と奉存候、畢竟は、兼て申上候通り、公儀之御政事行届兼、本道を失ひ横道に惑候事より、ケ様に立至り、民百姓迄相困候様相成、實に可憫事と奉恐入候、而も私強て相企候事は無御座候故、何も少しも御氣遣不被成候様奉願上候、何を申候も、人間は正道を相守り居候へば、本義を失ひ不申故、終には天之御憐も可蒙、何も天命至然相叶不申候ては所詮被行不申候と奉存候、尊父様にも何卒御氣分を御大事に被成、永々御奉公之手段のみ御心掛被遊度、私も來春當りは罷歸可申、其外祖母様おか、様へも宜敷仰上可被遣候、御風之入不申様被爲入御念候様肝要奉存候、先は時季御見舞、書外は後便に可申上候恐惶謹言

三月二十四日認

利 輔 拜

尊 父 様 玉 机 下

書 翰

一一三

永井要撃事件の當時家君に送りし書翰

文久二年四月、毛利世子元徳が歸國の途次京都に立寄り、父敬親も續いて六月、途を中仙道に取つて京都に行つた時、京都では尊王攘夷論が澎湃として山野に漲り、敬親に扈從して同じく京都に來らんとしつゝある藩臣永井雅樂が、幕府掩護に似た公武合體論を唱へると、藩の志士等相謀つて之を途に要撃する企があつた。斯る際に、先きに京都に先發してゐた桂小五郎が、出で、君侯を木曾路に迎へ、何事か面陳する所があつた。公は桂に従つて同じく木曾路へ出たのであるが、その時の消息を父君に報じたものである。公は、此の木曾路出勤から京都に歸つて、永井要撃の計畫あるを聞きこれに参加したが、其の事には言及して居らぬ。蓋し父君の意を擾すを慮つた爲めであらう。

六月三日御認御尊翰同二十九日到來、難有奉拜誦候、先以皆々様愈御安康被成御起臥欣然奉存候、私儀不相變當地滯留仕居申候間、乍憚御安意思召可被遣候様奉希上候、然處、御國表も麻疹流行仕候由、當年は總て江戸も京都も長崎も不殘流行仕候由、私儀も當地にて六月五日より煩付十四日に漸全快仕候に付、十六日より上様御旅中迄、御用有之、御支頭様一同、木曾路馬籠と申驛迄罷越候處、御用相濟、同二十八日京都へ罷歸申候、煩上げくにて殊の外道中も難儀仕候處、歸京後は絶て病氣無之相勤罷居申候間、皆々様少しも御氣遣被成間敷候様奉希上候、上様にも一昨二日御上洛に相成申候、若殿様御歸國も未だ相決し不申、多分江戸へ直様御出府相成可申候、

先は幸便に一書拜呈且御答迄早々奉申上候、皆々様方へ宜敷被仰上可被遣候、暑氣中別て御用意可被遊候様奉祈候、恐惶謹言

七月七日

俊輔拜具

尊大人様

玉机下

別紙清内留守へ慥に御届可被遣候

婚姻問題に付き家庭に送りし書翰

第一書

文久二年の秋より三年の春に涉つて、公が江戸京都の間を上下してゐる際に婚姻の事に就て父君に送つたものである。文面より見れば、公は、父君から協議を受けて、之に答へたものらしい。此の頃の公は、江戸に在つて、志士の遺骨を改葬などし、程なく水戸の有志を率ゐて京都に上つた時であつた。惟ふに江戸から出したものであらう。文久三年一月の執筆で、公が二十三歳の時と思はれる。

書翰

一二五

舊臘二十日、二十二日之御尊書(父君は稍やあせつた模様である。)今正月二十二日相達、難有拜誦候、先以御満堂様愈御壯剛可被成御座、欣然之至奉存候、私儀も都合無別條出勤仕候間乍憚御休意思召可被遣候然處、御開作處も過半御成就に相成候由、唯々御苦勞之御事奉存候、且又私儀も當春は歸國仕候積りに御座候處、兎角にも一應罷歸り候て直様又々罷越可申儀至て六ヶ敷事と奉存候故、先は來春當り迄は當地滞府可仕積りに御座候間、左様思召可被遣候、且留守之儀御不人にて、御かゝさま御込入りの由被仰越候得共、何分私只今罷歸り可申儀に參り兼申候に付、御氣遣には被思召候事と奉存候得共、決而不埒之始末は仕申間敷奉存候間、強て御氣遣には及び申間敷と奉恐察候、乍然私より強而嫁婦の儀は存寄申上候事無御座候間、いか様とも御存分に御取計被成遣候様奉希上候、書外奉付後便候(以下缺く)

第二書

第一書に現はれた事件の結末である、前書に留守之儀御不人にて御かゝさま御込入り之由被仰越云々とあるは、其の頃父君十藏翁も京都方面へ出役の都合となつたから、その事を言つたものであらう。此の書は、父君が既に出役して、京都で相會つた後ち認めた體であるから、京都から出したものである。

定まらぬ時せつがらに御座候處、先以皆々様御さゝはりなく被爲入、御目出度、よろこびあ

げ申候、於爰元、父上様はじめ無事に御奉公申上候間、必ず御あんじあらせられぬ様奉存候、はたまた、先日の御手紙に、入江九一妹も墨私妻として御もらひ被爲在候段被仰越、具に奉承知候、萬事御申聞被爲在候て、朝夕すこしは御かたを安めさせられ候様奉祈上候、いづれくはしき事は後ちの便りにゆるゆる可申上候、私儀も一應歸郷仕度奉存上候へども、かゝる時節の事に候へば忠義を第一と相心得御奉公候間何も御あんじ被爲在ぬ様幾重も奉願上候、先はあらゝ時ここの御伺迄申上候まゝ、御安心專要之御事と奉存候、謹言

三月二十一日

俊輔改

春輔

ばい様
母上様

身分昇進の報を得て感懐を述べし書翰

書翰

文久三年、結婚の前後に於て、公は、士御雇に準ぜられて、身分が降進した。國元より其の報を得て之れに答へ併せて歸國の暇なく、直ちに江戸に下ることを報じたものである。

追々暖和之時候に相なり候へども、先以皆々様愈御機嫌能被爲居珍重不斜御事に奉存候、當地にても尊父様始め無別條相勤罷在候間、少しも御懸念被思召ぬ様奉存候、先達而より度々之御手紙到來仕、折柄私儀昇進被仰付候段御申越、幾重にも難有、又世間へはづかしき事にて、功なくて重き御賞美は、實に恐れ入りたる事と奉存候へ共、一旦被仰出候上は不得止御請申上にて可有御座候へども、私より先進之人々未だ賞を蒙らざるもの多く、却て私ごときいまだ方角之不分ものに被仰付候は如何の御譯からかと深く恐入たてまつり候。去乍御請申上候へば、此後の御奉公もとげ萬分之一に報たてまつる覺悟に候間、此段御安心被思召候様奉祈候、尊父様何卒一應御歸國相成候様奉願度積りに御座候、私儀は今日より又々急御用有之、江戸へ鳥渡參り不申ては不相成、追付出足仕申候、然し十六七日も掛り候へば直ちに上京仕、尙又御國へも歸り候覺悟に奉存候、此度同志の諸士は不殘歸國にて(編者註、當時朝廷にては攘夷の議一決したるを以て、長藩の同志は之が決行準備の爲め相率ゐて歸國し、公は藩令を以て、軍器購入の用務を帯びて江戸に降つた、そのことを記したものである。)甚以殘念不少事に御座候、私儀も右御人數へ加り、かへり候事に一應決着仕居候處、遂に御用有之江戸へ參り候譯に相成り幾重にも殘念に奉存候、先は時下御用心被爲在、皆

々様御無事に御暮被遊候様奉祈候、追而歸國奉得拜顔候節緩々御話可申上候、爲其荒々如此御座候、恐惶謹言

四月十六日

春 輔

はら さま
はら さま
母 上 様 御 膝 下

洋行の事を家君に報ぜし書翰

文久三年五月、公が洋行するに臨んで、父君に其の事實を打明けたものである。是れより先き、公は外人から軍器購入の爲め藩の貯蓄金を處理する使命を帯びて京都から江戸に下つたのであつた。然るに、其の目的は達せられなかつたので、藩の貯蓄金は遊金となつた。其の砌既に志道聞多(井上馨)野村彌吉(井上勝)山尾庸三、遠藤謹助等の間に洋行の企が有つて、志道が之を公に告げたので、公も之に加はることとなり、藩の有力者に内情を訴へて、右の穴藏金を引當とし、藩の知合の貿易商大黒屋六兵衛から、費用の不足分を借りて出發した。

薄暑之節御座候處先以皆々様御機嫌克被爲在珍重之御事奉存候私儀先達而從京都御用有之江戸

書 翰

一一九

被差下候處、御小姓志道聞多君其他海外御遊歴相成候に付ては、私儀も同行仕度奉存、兼て此段申上置不申故、定て御氣遣被成候はんと奉恐縮候得共、兎角宜敷機會に乗じ不申ては六ヶ敷候故別段御話も不申上候處、是迄少々志道君と申合置候事も有之、其上私先達て御賞美をも被仰付候へども、(編者註、士御屋に取り立てられたるをいふ。)何之功能も無之、世間へ對し甚面目なき事と實に耻入候次第御座候故、何卒君恩萬分の一に奉報度存候へども、更に目途も無御座打過候中、此度機會を得、則今日之急務は、彼之情實を詳にし且海軍の術を不熟しては不相叶事と奉存、三年を限り修業仕り罷歸可申候間、何卒夫迄之處玉體御保護被爲在、晨夕の御用心肝要奉存候、ばい様、おかゝ様へも此段御安心被成遣候様被仰上可被遣候、是も畢竟爲國家萬分之一御奉公申上度迄御座候へば、少も御氣遣不被爲在候様奉願上候、委敷次第は兼て桂様御承知被爲成候に付(編者曰、志道、野村、山尾の三人は、豫て藩の内諾を得て洋行するのであるが、公と遠藤は飛び入りであつた。この邊の事及び藩金を引當に旅費の才覚をした事に付ては公等は、豫め藩の村田藏六の後援を得てゐたのであるが、此の一節を見ると、公は先輩木戸の諒解をも得たものであつたことが判る。)御聞被遣候様奉願上候、入江氏(公の新夫人の家)其外親類中へも別段書狀は送り不申に付、此段宜敷御致聲奉祈候、何も申上候事は無御座候得共、朝夕之御保養が第一と奉存候間、此段皆々様へ被仰上可被遣候、上へは、書面を以奉願置、罷越申候、少も御氣遣不被爲在様偏に奉願上候

恐惶謹言

五月十日

春 輔

尊 父 様

御 机 下

追 啓

今十一日横濱罷越、明十二日朝英吉利船乗組出帆、當分支那上海と申處に滞留、追々諸國に周遊仕候都合に御座候、いづれ三ヶ年の間には必ず歸省仕候間決而御案じ被成下ぬ様奉願上候拜具

五月十一日

春 輔
醇 臣

(編者註、此追啓に乗込は十二日朝とあるが、愈よ決行したのは夜であつた。其夜、公等は、一旦大黒屋の番頭佐藤貞次郎の宅に潜み、英人ガワルの手引きで小蒸氣に乗り、英船キロセツキに近づき、幕府の税關監視員の目を晦まして、同船の石炭庫に隠り込んだのである。)

洋行の途中上海より家庭に宛てし書翰

拜呈 酷暑之節御座候得共先以皆々様御揃愈御壯健被成御暮候はんと存ながら、日夜煩念之至に不堪候處、定而此節は京都より御歸被成居候御事に可有御座、祖母様母上様御無事にて暑氣之御中りも無御座候哉、私儀先達而御用を以、從京都江戸罷下居候處、此度外國行有之、私儀も御奉公之一端にも可相成事乎と奉存、御相談をも不仕、一己之了簡を以斯く重き事を取計、實に御氣遣を掛け、日夜御愁心、且は世間之誹謗も不一方事にも嘸々御苦心被爲在候御事と遙に奉洞察、涕泣之至に堪へ不申候、乍去、非常之時節柄に候へば非常の事に出合不申候ては洵も非常の功を立、君恩を報じ候事は六ヶ敷可有御座と存付、罷出候事故、何卒御氣遣不被爲在様思召。皆々様へも篤と御諭告被成遣候様伏而奉祈候、今より修業仕候へば、三年も居候へば旦々御奉公仕候目途も相立可申事故、三年内外には必ず歸國仕候間、祖母様母上様夫迄の御保養は平生御心を被爲用、何卒御無事に被爲在、私歸參御待被遣候様偏に奉祈上候、三年と申ても相立候へば纔之間に御座候事故御達者に朝夕之御用心專一と奉存候、私儀は只今支那上海と申處に、英吉利船に乗組居

候處、近日より英吉利之都蘭頓と申處へ罷越稽古可仕、左すれば當分之内里數相隔候事故、書簡難差上、乍去、私は決而相病ひ不申様用心仕無事に罷居可申候間、必ず御氣遣不被爲在、只々皆々様御用心が第一と奉存候、先は任便一書拜呈仕候間、前文之趣能く御垂察被成下候而時下之御厭ひ肝要之御事に奉存候恐惶謹言

五月二十五日 (文久三年)

同 春 輔

尙々申上候儀も疎に奉存候得共時下之御保護肝要に奉存候

伊藤尊大人様

玉机下

木戸に寄せて井上を呼びし書翰

慶應二年の夏、公は高杉と共に薩藩を通じて、英人より軍艦を購入するの任に當り、爲めに薩長二藩の友好頗る親密となり、併せて諸藩との交通頻繁となつたので、公は馬關に止まつて、此等に應酬して居た、時に幕府にては長州再征を行ひ、長防の天地は風雲極めて急であつた、此肝要の時期に際して公は馬關に病み、書を木戸に寄せて、井上に會はんことを求めたものである。

書 翰

一三三

拜呈 愈御堅榮被爲在奉敬賀候、尊翰昨日落掌難有拜讀、且結構の柿御惠贈被仰付難有奉拜謝候、陳私事此内來風邪再感、誠に困難至極、起臥も六ヶ布仕合に御座候、就ては是非井上氏に面會仕度事有之、何卒早々出關相成候様申遣候、此段自老臺も井上氏へ被仰聞、且早々出關相成候様御高配被仰付度奉伏願候、此段吳々速に相運候様御周旋奉希上候

十一月十一日

字 一

尙々本條幾回も奉伏願候、難義至極の仕合御憐察可被遣候、亂毫高怒奉希候頓首

準 一郎様侍史

英艦に搭じて兵庫に到らんこし之を家庭に報ぜし書翰

慶應三年討幕密勅の事に關し、京攝の間に於て長暮の葛藤起り、公は英國軍艦に搭乘して兵庫に赴き、之に加はらんとした、當時父君に送つて、之を報じたものである。

追々冷氣相催候處先以皆々様御揃御清適可被爲入珍重御事に奉存候、母様御病氣も追々御全快

と拜察仕候、其後は打絶御見舞にも得歸不申甚御疎濶奉忍入候、然ば私も引續八月より長崎へ罷越當月上旬より尙亦上京仕候處御用有之過日罷歸、今日出足長崎表へ又々罷越不申ては不相成、始終旅行之御用向而已にて旁歸萩も六ヶ敷、此段不悪思召可被遣候、追々京師近狀切迫之模様は定て御聞及と拜察仕候、私も此度は從長崎外國船に乗組日本環海を廻り候様御沙汰を蒙り、即御別書之通りに御座候、御承知可被遣候最決て母様へ御氣遣不被爲在様御傳可被遣候
一、先日楢杜駿河殿馬關罷越、私方へも御立寄西洋軍服入用の由に付、兼て私所持之分四十兩にて賣拂申候處、金子は萩にて留守へ相渡可申との事に御座候に付、何卒楢杜に其段申越、金四十兩御受取可被遣、左候て御入用御座候へば御遣ひ被成候ても不苦候
御序に皆々様へ可然御鶴聲奉願上候、罷歸候得ば出萩可仕候、最當分拜顔も六ヶ敷乎と奉存候時下御自愛專一と奉存候誠惶謹言

九月二十六日

字 一

尊 父 様

玉 座 下

書 翰